

令和3年度

佐世保市包括外部監査結果報告書
(上巻)

令和3年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

上 卷 目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1	包括外部監査の概要	1
第 2	事件を選定した理由	1
第 3	包括外部監査の手法	3
第 4	包括外部監査の期間	4
第 5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	4
第 6	利害関係	5
第 7	報告書の構成	5

第 2 部 補助金等制度

第 1 章	補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則	7
	第 1 補助金の意義	7
	第 2 佐世保市補助金等交付規則の内容	7
第 2 章	監査の観点・監査の方法	2 6
第 3 章	個別の補助金等制度の検証	2 7
	第 1 企画部宇久行政センター産業建設課	2 7
	第 2 環境部環境政策課	3 6
	第 3 観光商工部ふるさと物産振興課	3 9
	第 4 観光商工部観光課	3 9
	第 5 企画部政策経営課	4 7
	第 6 企画部地域交通課	5 1
	第 7 企画部地域政策課	5 8

第 8	企画部文化振興課	6 1
第 9	教育委員会学校保健課	6 3
第 1 0	教育委員会社会教育課	6 3
第 1 1	教育委員会文化財課	6 7
第 1 2	教育委員会スポーツ振興課	6 9
第 1 3	子ども未来部保育幼稚園課	7 2
第 1 4	市民生活部コミュニティ・協働推進課	8 0
第 1 5	市民生活部市民安全安心課	8 6
第 1 6	観光商工部商工労働課	9 0
第 1 7	消防局総務課	1 1 1
第 1 8	土木部道路維持課	1 1 7
第 1 9	農林水産部水産課	1 2 0
第 2 0	農林水産部農業畜産課	1 4 4
第 2 1	保健福祉部医療政策課	1 5 2
第 2 2	保健福祉部長寿社会課	1 5 6
第 2 3	保健福祉部新型コロナウイルス感染症 特別対策室	1 6 1
第 2 4	保健福祉部保健福祉政策課	1 6 2
第 2 5	保健福祉部健康づくり課	1 6 6
第 2 6	防災危機管理局	1 6 9

〔令和3年度包括外部監査報告書下巻目次〕

第3部 政務活動費

第1章 前論	177
第2章 監査の観点・監査の方法	178
第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革	179
第1 政務調査費制度の創設	179
第2 政務活動費制度の創設	183
第3 政務活動費の種類（交付分類）	183
第4章 政務活動費等の使途の適正等 につき争われた判例の調査	186
第1 判例調査の必要性	186
第2 判例調査Ⅰ（政務活動費の制度 趣旨及び目的に関する判例）	187
第3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理 的関連性）	188
第4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動 費支出の適否判断）	190
第5章 本監査における視点及び基準・ 方法	193
第6章 佐世保市の政務活動費に関す る条例及び内規の調査・意見	195
第1 佐世保市の政務活動費に関する 条例及び内規について	196
第2 条例に対する意見等	198
第3 規定に関する意見等	199

第4 政務活動費運用指針に関する意 見等	200
第7章 佐世保市各会派の政務活動費 総論及び個別具体的な監査におけ る目的性質合理性判断のスケール	211
第1 前論	211
第2 佐世保各会派の政務活動費の総 覧	211
第3 目的性質の合理性判断に関する スケール	215
第8章 自民党市民会議の令和元年度 報告書の調査・意見	216
第1 調査研究費	216
第2 広報費	262
第3 資料購入費	279
第4 事務費	285
第9章 自民党市民会議の令和2年度 報告書の調査・意見	293
第1 調査研究費	293
第2 研修費	309
第3 広報費	319
第4 資料購入費	333
第5 事務費	340
第10章 自民党市民会議以外の会派 の調査・意見（令和元年度、令和 2年度）	347

第1 令和元年度について	347	第2 令和2年度について	447
第11章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見	499	の評価等	511
第1 各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見	499	第1 補助金等及び政務活動費の検証について	511
第2 全体的な意見	501	第2 意見及び評価等	512
第12章 第2部及び第3部を通じて		【添付資料】政務活動費調査スケール	513

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「、」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。

※年度について

「原文が平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1部 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

佐世保市の補助金等制度及び政務活動費

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和元年度及び令和2年度。ただし必要に応じて他年度。

第2 事件を選定した理由

1 補助金等制度

佐世保市は、新規事業、創業促進及び住民の福祉等政策目的達成のため、企業、個人営業主、非営利法人及び一般市民に対して、負担金、補助金、交付金及び貸付金の名称にて、経済的な支援を行っている（以下「負担金、補助金、交付金及び貸付金」について「補助金等」と総称することがある。）。これら補助金等制度は、佐世保市民の経済や福祉を発展、維持させるという利点はあるものの、税金が原資である以上、その使途や手続を誤った場合は無論、民間との競合や事業効果自体の低下等により非効率となった場合も、佐世保市民に損失が発生することになる。

それゆえ、佐世保市の補助金等制度に関する現在の制度内容、交付や報告受領に関する運用状況を確認し検証することが、佐世保市民にとって有益と考えた。

2 政務活動費

政務活動費は、佐世保市が税金を用いて佐世保市議会の各会派の政務調

査及びその関連事項の経費として経済的支援を行うものであり、広い意味で補助金等制度の一種といえる。ただし、政務活動費制度については、住民の生活のために市政を担う市議会会派に対する金銭支給であることから、強度の透明性を求められるところであり、前身である政務調査費制度の時代から、住民側からの深い疑念に晒され続けたという歴史がある。実際、政務活動費及び政務調査費に対しては、多数の住民監査請求及び行政訴訟が提起されており、裁判所により違法認定される例が相次いでいる。

かかる理由から、佐世保市の政務活動費に関する条例や内規、各会派の実際の費消状況を調査し、その適否を判断することが、佐世保市民にとって有益であると考えた。

3 平成22年度佐世保市包括外部監査について

なお、平成22年度佐世保市包括外部監査テーマは、「負担金、補助金及び交付金について」及び「政務調査費について」であり、本監査と同趣旨である。本監査では、平成22年度の監査結果につき留意しつつ、10年間経過した間の変化や改善状況についても検証した。また、平成22年度の監査は、税理士6名及び公認会計士1名により行われていたため、補助金等制度につきその法令把握や解釈、政務調査費につき法令及び判例の知識等につき専門外であったという事情がある。それゆえ、本監査では、弁護士が担当することから平成22年度の監査手法を尊重しつつ、さらに、上記の分野においても視野を広げて検証を行った。

3 弁護士の特性等

補助金等制度及び政務活動費は、いずれも佐世保市の条例や内規を根拠とするものである。また、補助金支出や政務活動費の使途等につき疑義がある場合、情報公開請求、住民監査請求を経ての住民訴訟等法的手続きへ移行することとなり、これらにつき、地方自治法の適用を受ける。

なお、特に、政務活動費については、地方自治法を根源とすることには

留意が必要であり、また、その支出の適否判断にあたり、過去の判例参照が不可欠である。

これらの法令・規範の解釈や佐世保市における現実の運用の適否の判断、そして、判例に照らした適否判断につき、具体的な訴訟等紛争において法適用と宣言を行う司法の一当事者であり、また、実体法の知識を有する弁護士の職責を活用することができる。

4 結語

以上より、佐世保市の補助金等制度及び政務活動費の現状を検証するべく、令和3年度の包括外部監査のテーマとして選定したものである。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として、補助金等制度を設けている関係部署全体並びに政務活動費を取り扱っている佐世保市議会の各会派及び議会事務局議会運営課を主要な監査対象とした。

2 外部監査の観点

佐世保市の補助金等制度及び政務活動費の現状監査につき、いずれも税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性、経済性及び効率性の各観点に照らして適切であるかに留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、佐世保市の補助金等制度及び政務活動費制度が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 補助金等支出または政務活動費支出に際し、同じ費用でよ

り大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

(1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

(2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署及び佐世保市の大部分の部局への書面照会を用いて事実確認を行った。

(3) 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

(4) 現場視察

監査執務は、外部監査人室のほか、必要に応じて、各部署の視察を行った。

第4 包括外部監査の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士5名体制である。

包括外部監査人	弁護士	田中亮
包括外部監査人補助者	弁護士	馬場章廣
同上	弁護士	澁谷和利

同上 弁護士 堤 智 代 美

同上 弁護士 松 田 貴 史

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

第1部 包括外部監査の概要

第2部 補助金等制度

第3部 政務活動費

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部ともごとに、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 概要

制度等を説明し、事務手続きの流れ、現状について概要を示した。

(2) 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

(3) 法令、内規等（規範）

補助金等制度については、支出根拠となる各条例及び内規が具体的な手続きを定めている。また、補助金等につき、不必要ないし非効率な支出を防止するため「補助金等見直しガイドライン」が存在する。

政務活動費制度については、条例、規則の他、内規として、運用指針が存在する。

以上の関係法令や内規、また、必要に応じて、ガイドラインや運用指針についても内容を精査し、これら法規等についての妥当性や問題についても検討した。

なお、制度等に関連する条例の条文及び内規の細目は、適宜各項目に必要な範囲で記載しているが、条例や重要な内規については、必要に応じて、その全体を各章末尾に記載している。

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の補助金等支出及び政務活動費支出事例について、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

(5) 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

補助金等制度

第1章 補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則

第1 補助金の意義

補助金は、国または地方公共団体の政策目標にあたり、多岐の分野にわたって事業者の取組みや住民の生活を支援するために、資金の一部を給付する制度である。負担金、交付金及び貸付金等の名称を用いられることもある。

佐世保市では、昨今の新型コロナウイルス流行への対処もあり、例年以上に補助金等の種類が増えており、佐世保市内の各部署の大部分が補助金等を取り扱っている。これらの統一的な規定として佐世保市補助金等交付規則が設けられている。そこで、個別の補助金等制度の監査に先行して、まず、同交付規則の内容につき検証を行う。

第2 佐世保市補助金等交付規則の内容

1 前論

佐世保市は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第53号 以下、「交付規則」という。）を制定しており、現在施行されている交付規則は、佐世保市ホームページにて公開されている。また、交付規則を補充するものとして要綱が定められている場合がある。

以下では、補助金等の基本的な根拠規定である交付規則の内容を指摘し、さらに必要に応じて意見等を述べる。

2 交付規則の内容

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を定めるものとする。

本条は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るという目的を明らかにするとともに、補助金等に関する基本的な事項を定めたものであることを明らかにする規定である。

【意見】

- 1 補助金等の財源は税金であり、その用途は国民にとって重要な関心事である。不正に補助金等を取得することはあってはならないので、その理念を本条にも反映させるべきである。具体的には、下記の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のように、不正な申請・不正使用の防止を図ることを明記すべきである。

記

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

- 2 上記1に関連し、交付規則には、不正な申請や補助金等の不正利用を防

止するために有用な立ち入り調査の規定がない。そこで、交付規則を改正し、立ち入り検査についての規定を盛り込むべきである。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には下記の規定があり、また他の自治体にも条例・規則において同趣旨の規定が定められている場合がある。

記

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(定義)

第2条 この規則において「補助金」等は、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第2号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業等」者とは、間接補助事業等を行う者をいう。

本条は、補助金等の定義を定めた規定である。今回の監査に関連する補助金等の区分について補足をして説明する。

(1) 補助金

補助金とは、特定の事務や事業（産業の育成や社会福祉の向上など）を実施する者に対して、当該事務や事業を助長するために恩恵的に交付する給付金を意味する。補助金のみならず、負担金、交付金、給付金、助成金、奨励金などの名称になっている場合もある。

(2) 利子補給金

利子補給金とは、事業の借り入れに係る利子の一部又は全部に当てるために金銭を補給するものを意味する。実施の方法としては、その事業主体に貸し付けしている金融機関に支払いをすることが多い。

(補助金等交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めるときは、省略することができる。

(1) 補助事業等の事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類

(3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書

(4) その他市長が必要と認める書類

補助金等を受けるためには補助金等の交付申請を行う必要がある。その際の申請書の書式と添付書類を定めたものである。また、個別の補助金等について定めた要綱に独自の書式や添付書類を定めている場合がある。

(補助金等交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行う必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

補助金等の交付申請があった場合に、種類や現地調査等により審査をし、補助金等を交付することを定めたものである。

【意見】

- 1 「補助金等を交付すべきものと認めたとき」としか要件を定めていない。補助金等は多種多様な事業のために支出されることから、曖昧な文言になるのはやむを得ないところはあるが、それでも要件が不明確と評価せざるを得ない。そのため、各補助金について「補助金等を交付すべきもの」に該当するか否かを判断する具体的な要件又はチェックリストを作成する必要があると考える。そして、審査時にはその要件・チェックリストを必ず参照したうえ、要件に該当する根拠・事実関係を明記させるべきである。このような取り組みをすることで、審査の合理性を確保できるとともに、第三者による事後の監査が適切に行えるようになる。
- 2 補助金等の交付の決定に際しては、庁内で「伺い書」などを起案している。しかしながら、起案担当者ごとに書面のフォーマットが異なるうえ、起案担当者ごとに記載内容(根拠条文が載っているものと載っていないものがある、起案担当者としてなぜ交付が必要と考えるのか書いているものと書いていないものがある等)や添付資料(補助金の評価表が添付されているものと添付されていないものがある等)が異なり、適切な判断ができているのか疑わしいものも散見された。各部署で多種多様な補助金等があるとしても、基本的なチェックポイントないし記載、添付資料のフォーマットを整備すべきである。
- 3 交付規則では、申請から交付の決定までの期間について規定がない。補助事業等は交付の決定に従って実施されるものであるから、決定の遅延は、補助事業等の遅延を招き、補助金等を交付する目的が達成できなくなる場合も考えられる。そのため、申請してから交付の決定が出るまでの期間は補助金等の交付の申請をしようとする者にとっては重大な関心事である。そこで、下記の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定の

ように、「すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない」と明記の上、交付の決定までの標準的な期間の公表をすべきである。また、多種多様な補助金等があるため交付規則で具体的な期間を明記できないとしても、個別の要綱では標準的な期間を明記すべきである。

記

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により市長が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

補助金等の交付について条件を付することを定めたものである。ここでいう「条件」とは、行政法上の附款、すなわち行政行為の効果を制限するために意思表示の主たる内容に付加される従たる意思表示である。もともと、あくまで従たる意思表示であるから、付すことができる限界がおのずから生じ、具体的な行政行為の目的に照らして必要な限度にとどまらなければならない。そのため、交付規則においても「補助金等の交付の目的を達成するために必要があるとき」と制限が定められている。

(補助金等交付の決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

補助金等の交付の決定がされた場合には、補助事業者は交付の決定の内容に従って補助事業等を実施することになることから、速やかにその内容を伝える必要があることを定めたものである。

【意見】

行政の効率化・オンライン化という点からは、通知は決定書の郵送や窓口での受領に限定せずに、メールやファクシミリによる方法を検討すべきである。また、本条の文言は「通知しなければならない」となっており、郵送や手渡しに限定する文言になっていないことから、実施に当たってはこの点の規則改正は不要であると考えられる。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき(前項に掲げる場合を除く。)は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。ただ

し、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 第6条の規定は、第1項の取消し又は前項の変更をした場合について準用する。

補助金等の交付の決定後に事情の変更があった場合には、交付の決定の内容や条件の取り消し・変更ができることを定めたものである。この場合には補助事業者には義務違反など責めに帰すべき事由はないことから、取り消し・変更の効力は将来に向けて生じる（補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については取り消し・変更ができない）ことになる。

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第8条 補助事業者等は、法令及びこの規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行うものとし、補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせるものとし、間接補助金等を他の用途へ使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあって

は、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。) をすることのないようにさせなければならない。

補助金等の交付の決定がされた場合には、補助事業者は当該決定の内容や条件に従って補助事業等を実施する義務を負うことを明らかにするとともに、特に背信的と評価できる補助金等の流用について例示的に禁じたものである。また、補助事業者等・間接補助事業者等についても、同様に規定している。

(状況報告等)

第9条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により市長に提出した書類の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

補助金等の原資は貴重な税金であるから、佐世保市としては最も適切な形で支出する責務があるが、その責務を果たす前提として補助事業者等に報告させることとしたものである。

(補助事業等の遂行等の指示)

第10条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、前項の指示を行うときに、当該補助事業者等が指示の内容に適合させるための措置を市の指定する期日までにとらないときは第15条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

前述の通り補助金等の原資は貴重な税金であるから、佐世保市としては最も適切な形で支出する責務がある。そのため、補助事業等が交付の決定の内容や条件に合致せず、適切に行われていない場合には、補助金等の目的に沿うように指示できることを定めたものである。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第9条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を付記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、こ

の限りでない。

補助事業等が完了した場合などには、行政としては補助金等の交付の決定の内容に従って補助金等を交付する義務を負うが、補助事業者等が本当に決定の内容に従って補助事業等を行っているのか確認できなければ補助金等の金額を最終的に確定することができない。また、行政の予算制度は単年度予算であるから、会計年度をまたいで補助事業を行う場合には、予算上の繰り越しの手続きを行わなければならない。そのため、それらの処理の前提として、補助事業者を実施報告書の提出を求めたものである。

【意見】

本条の趣旨からすれば、実施報告書の提出時期については重要な問題である。個別の要綱に定めがある場合はあるが、定めがないものもある。多種多様な補助金等があるので一律の規制は困難であるとしても、補助金等の種類や内容に照らし、例えば事業の完了後1か月以内に提出を要するなどのルールを補助金ごとに定め、根拠となる要綱や交付の決定時の条件に明記する必要があると考える。

(補助金等の額の確定)

第12条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者

等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第14条 第12条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができこの場合においては、前項の規定を準用するものとする。

補助事業等が完了した場合などには実績報告をさせることになるが、その報告や関係資料、現地調査等により、当該補助事業が交付の決定の内容及び条件に適合しているかどうかを確認できたものについてのみ補助金等の金額を確定し、補助金等を交付することを定めたものである。仮に、決定の内容及び条件に合致していない場合には是正を指示することができることと定めてい

る。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等にして法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助事業者等又は間接補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金等又は当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 役員等（補助事業者等又は間接補助事業者等が個人である場合にはその者を、補助事業者等又は間接補助事業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 前3項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

5 第6条の規定は、第1項から第3項までの規定による取消しをした場合について準用する。

補助事業等が交付の決定の内容や条件に適合していない場合には前述の通り是正を求めることができるが、それでも是正がされない場合がある。また、補助事業者等は善管注意義務を負うところ、適切に事業を行わずに義務違反となる場合がある。それらのような場合、損害を最小限度に抑えるために速やかに決定を取り消すことは当然の責務であることに鑑み、取り消しについて定めた規定である。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者等は、第15条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しを受け、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した加算金を市納付しなければならない。ただし、補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等に該当する場合は、この限りでない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補

助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金等の返還を遅延させないためとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

決定を取り消した場合には、補助事業者が既に受領している補助金等はいわば不当利得（民法第703条、第704条）に相当する利益を得ていることになる。とすれば、受けている利益のみならず、利益に応じた利息を支払う必要がある。また、補助事業者等による義務違反により取り消しに至っていることから、悪質性に鑑みて制裁を科す必要がある。そこで、補助金の返還について定めるとともに、決定が取り消された場合には加算金を支払う必要があることを定めたものである。また、支払期限を定めたが遅延した場合には延滞金を支払う必要があることを定めたものである。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

(補助金等の交付手続きの特例)

第19条 市長は、別に定めるところにより、第3条、第6条、第11条、第12条又は第14条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合又は省略して補助金等を交付することができる。

(様式の特例)

第20条 市長は、特に理由があると認めるときは、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

市長は様式の特例を定め、補助金等を交付できることを明らかにしたものである。

第2章 監査の観点・方法

例年多数の補助金等の申請がなされ、支出がされている。そこで、令和2年度の補助金等のうち、1件の金額が300万円以上のものから適宜選別して、要綱及び申請・報告時に提出された資料を確認することにした。ただし、他の自治体など公的機関に対して支出されたものは除外することにした。

以下では、確認した各補助金について根拠となる要綱の重要部分について引用し、その上で意見等を述べる。なお、交付規則に基づく旨の記載は省略している。

また、具体的な監査時のチェックポイントとしては、佐世保市の「補助金等見直しガイドライン」における基準や過去の監査を参考に、次の評価項目を監査の視点としている。

記

- 1 市総合計画を推進する施策目標に合致しない
- 2 事業活動の目的、視点、内容などが、社会経済状況に合致しない
- 3 補助金の支出が、客観的に見て公益上必要ではない
- 4 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動ではない
- 5 市民の福祉の向上や利益の増進に効果がない
- 6 市民のニーズがない
- 7 民間などに類似した事業がある
- 8 補助事業に数値目標が設定されていない
- 9 法令等に抵触している
- 10 団体等の会計処理及び使途が適切ではない

- 1 1 団体等構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていない
- 1 2 団体等の当該事業決算における繰越金の額が補助金の額を超えている
- 1 3 団体等の事業活動の内容が、個人の営利又は企業的色彩が含まれている
- 1 4 市が補助金支出という手段で関与することが妥当ではない
- 1 5 補助対象（外）経費が明確にされていない
- 1 6 補助額（率）が適正ではない
- 1 7 補助の目的が達成されており、支援継続の必要性が認められない
- 1 8 終期が設定されていない

第3章 個別の補助金等制度の検証

第1 企画部宇久行政センター産業建設課

1 前論

企画部宇久行政センター産業建設課が担当した補助金等のうち5件を確認した。いずれも佐世保市雇用機会拡充事業補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市雇用機会拡充事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定有人国境離島地域である宇久島・寺島における雇用機会の拡充を行い、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、佐世保市雇用機会拡充事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年府海事第7号）、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成29年府海事第7号）及び佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 個人開業若しくは会社等の設立を行い、又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始することをいう。
- (2) 事業拡大 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うことをいう。
- (3) 雇用 1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を常用雇用することをいう。
- (4) 付加価値額 営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者 であること。
 - イ 宇久島・寺島に居住して創業する者
 - ロ 宇久島・寺島の事業所において事業拡大を行う者
 - ハ 主として宇久島・寺島の産品、サービス等の販売を目的として、宇久島・寺島以外の地域において創業する者
- (2) 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
- (3) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。

(事業の実施要件)

第4条 補助金の対象となる事業補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であって、補助事業終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれるものであること。
- (2) 補助事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- (3) 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に定めるものとする。ただし、国、地方自治体等が実施する他の制度による補助等の対象となっている経費は、補助の対象としない。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	経費内容	備考
<p>設備費、<u>システム費</u> 又はこれらにかかる <u>減価償却費</u></p>	<p>(1)創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む。） (2) <u>創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費</u> (3) 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 (4) 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 (5) 上記に係る減価償却費</p>	<p>(1) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限る。 (2) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象外とする。 (3) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外とする。</p>
<p>改修費又はこれにかかる減価償却費</p>	<p>(1) 事業の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） (2) 上記に係る減価償却費</p>	<p>土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外とする。</p>
<p>広告宣伝費</p>	<p>(1) 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 (2) 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）</p>	

店舗等借入費	創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）	
人件費	<p>(1) 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。）</p> <p>(2) 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）</p> <p>(3) 1人あたりの給与・賃金は、常勤雇用の場合は月額35万円、非常勤雇用の場合は月額20万円、パート・アルバイトの場合は日額8千円を上限とする。</p>	<p>代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする3親等以内）に対する人件費は対象外とする。</p>
研究開発費	商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）	

島外からの事務所移転促進費	島外から宇久島・寺島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費	
従業員の教育訓練経費	従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の島内で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）	求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象外とする。
感染防止対象費	新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費	

※下線部分は令和3年4月1日付けで改正された部分である。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の4分の3以内の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助対象経費の上限額	補助額の上限額
創業	600万円	450万円
事業拡大	1,600万円	1,200万円
事業拡大（設備費及び改修費を経費に計上しない場合）	1,200万円	900万円

2 補助対象経費及び補助額の上限額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄の額とする。

(補助金の対象事業等の承認申請)

第7条 補助金の事業承認を受けようとする者（以下「事業予定者」という。）は、佐世保市雇用機会拡充事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算（精算）書（様式第3号）
- (3) その他補助事業の区分ごとに別表第2に定める書類

別表第1（第7条関係）

区分	必要書類
創業	住民票の写し 開業届（交付決定後に提出すること） 積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式）
事業拡大	<p>【個人事業主の場合】</p> 住民票の写し 直近の確定申告書一式の写し（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式） 積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式） <p>【法人の場合】</p> 履歴事項全部証明書 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書） 直近の事業報告書 積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式）

(補助金の交付申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の承認を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、佐世保市雇用機会拡充事業補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請の際、仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、経過補助事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、佐世保市雇用機会拡充事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第13号）
- (2) 事業収支予算（精算）書（様式第3号）
- (3) 支出内容を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第10条第2項ただし書の規定に該当する補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったと

きには、この金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、補助事業者は、事業実施期間終了後から3年間の事業の実施状況について、事業実績書により、市長が定める日までに報告しなければならない。

3 監査の結果【意見】

特定有人国境離島地域である宇久島・寺島における雇用機会の拡充を行い、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して補助金を交付している。なお、本補助金の負担割合は、国が5割、県が1.25割、市が1.25割、事業者が2.5割となっている。

補助金交付の対象事業者を選定するにあたり、5名の審査委員による審査会を行い、補助金交付対象となる事業内容等について審査を行っている。審査委員による評価点100点満点中の50点以上で合格とされているところ、今回補助金交付の対象とされた5件については、十分な成果を上げることが出来なかったにもかかわらず、その意欲・熱意が高く評価され引き続き補助を継続すべきとの意見が付される事業者が存在する一方で、合格点ギリギリの51点で補助の対象とされたものの、その意欲・熱意について審査員から疑問符が投げかけられるような事業者も存在している。そのような事業者は、事後報告書の記載も十分なものとは言い難いものであった。

本補助金は全体として高額な案件が多く、市としてもその用途については十分に監督指導することが求められる。今後は、対象事業者選定の足きりラインである基準点を高く設定するなどし、適切な事業者に適切な金額の補助金を交付することができるよう改善をすべきである。なお、

本補助金には国も関与しており、国からの指導がなされていることから、佐世保市による報告書は適切に作成されていた。

第2 環境部環境政策課

1 前論

環境部環境政策課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒島、高島及び寺島(以下「離島」という。)におけるし尿の収集運搬に係る事業者の船舶借上料等を補助することをもって、当該地域住民のし尿処理費用の負担軽減を目的とする離島し尿海上輸送費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 この要綱で定める補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

(1) 黒島町、高島町又は宇久町寺島において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の規定に基づき、一般廃棄物のうちし尿の収集運搬業の許可を受けた事業者

(2) 離島において収集されたし尿を船舶を用いなければ所定のし尿処理施設に運搬できない場合であって、その海上輸送のための設備を有していない事業者

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費は、次の各号に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- (1) 船舶借上料
- (2) 航送料
- (3) 離島での収集作業に要する特別な経費

2 補助金の交付額は、前項に規定する対象経費のうち市長が必要と認める経費の合計額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業着手前に、離島し尿海上輸送費補助金交付申請書(様式1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 補助対象経費の算定書又は見積書

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)のうち、黒島又は高島においてし尿収集を行う者については、毎月の業務実績に

応じて、月ごとに補助金の支払いを行うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、毎月の業務終了後、船舶借上料の領収書等関係書類を添えて、業務報告書及び請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、全ての業務終了後に、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

(3) 監査の結果【意見】

し尿の収集は市内同一料金であることが要請されているところ、離島である黒島及び高島地区におけるし尿の収集は、バキュームカーをフェリーで輸送するという特殊性、日時や台数の制約、過疎化、収集世帯の減少、収集箇所の散在化、道幅が狭い等の理由から収集作業が困難となり、作業効率が他地区と比べ著しく悪い。上記の理由により離島のし尿収集は市内他地域と比べてコストが高くなり事業者負担が大きい。

市町村は一般廃棄物処理について統括的な責任があることから、かかる事業者負担を軽減するため佐世保市は補助金を交付している。なお、本年については、佐世保市に台風が直撃したことによって停船に利用していた浮棧橋が損壊したため、バキュームカー航送のための台船費用を追加で計上し補助金が増額交付されている。

補助の終期が設定されていないという問題があるものの、離島に住民が居住を続ける限りし尿収集の問題は発生し続ける。また、今後更に過疎化が進み事業負担が増加することが懸念されるため、コスト削減等に努めるよう事業者に求めるべきである。

第3 観光商工部ふるさと物産振興課

1 前論

観光商工部ふるさと物産振興課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は交付規則に基づくものであった。

なお、長崎県産地力パワーアップ緊急支援事業費補助金実施要綱、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱、長崎県補助金等交付規則も根拠となっているが、長崎県の要綱については佐世保市の権限外であるため検証は省略する。

2 監査の結果

この陶磁器産地力パワーアップ緊急支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染拡大による三川内焼産地全体の売り上げ低下への対応及び今後同様の状況に陥った場合に備えた生産・販売体制の整備、PR活動等の取り組みを支援するため、補助金を交付している。内容を確認したところ、市民のニーズはあると考えられ、報告書等も詳細であり、処理も適切に行われている。

第4 観光商工部観光課

1 前論

観光商工部観光課が担当した補助金等のうち10件を確認した。これらの補助金等は交付規則のほか、佐世保市新型コロナウイルス感染

症対策・修学旅行誘致助成事業補助金交付要綱に基づくものがあった。

2 佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 佐世保市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、佐世保市へ方面変更を行う中学校及び高等学校の修学旅行誘致を促進することにより本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が実施する修学旅行助成事業について、予算の範囲内において、佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる修学旅行は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 日本国内の中学校又は高等学校が主催する修学旅行であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に本市への方面変更を決定し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに佐世保市内のホテル等に宿泊する修学旅行であること。
- (3) 取扱い旅行会社が、日本旅行業協会会員又は全国旅行業協会会員であること。
- (4) 適用される宿泊料は、ホテル等の各規定料金であること。

(交付申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、市長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 協会は、事業が完了した場合は、市長に対し速やかに、補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 監査の結果

(1) 新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会負担金【意見】

新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会の活動費を佐世保市として負担するものである。

負担金という性質及び公益上欠くことができない事業であったとしても、市の財源には限りがあるのであるから、佐世保市としては、その用途・金額等については適切に把握する義務がある。今後、このような事態が発生した場合に効率良く運営を行うことによって経費を削減することが可能となり、ひいては佐世保市の負担金額を減らす

ことが可能になる。運営の効率化のためには当該年度の事業についての事後的な検証が欠かせないため、詳細な事業報告書の作成は必須といえる。佐世保市としては、今後同種の負担金を交付するに際しては、より充実した報告書の提出を求めるべきである。

(2) 佐世保観光コンベンション協会事業補助金【意見】

佐世保市内への観光誘致のためのプロモーション活動を含む、各種の誘致事業及び運営事業活動に対して補助金を交付している。なお、佐世保観光コンベンション協会は、観光誘致活動という、本来市が行うべき事業を代わりに担っている団体である。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い事業内容等を大幅に修正して対応を行っている。市内観光事業の発展は佐世保地域全域の活性化に不可欠なものであるうえに、事業報告も詳細であり、処理も適切に行われているため、補助金の交付は妥当である。もっとも、本補助金のみならず、佐世保観光コンベンション協会が行っている事業には毎年多額の補助金が投入されている。それゆえ、その使途、金額等について佐世保市の責任のもと適切に監督是正を行っていくことが求められる。

(3) 佐世保観光コンベンション協会クルーズ客船受入業務補助金【意見】

観光案内、ツアー、セールス活動、各種 PR 業務等を佐世保観光コンベンション協会が行っており、かかる業務活動に対して補助金を交付している。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い事業内容等を大幅に修正して対応を行っている。もっとも、事業者からの事業報告も詳細であり処理も適切に行われているものの、補助金額に見合った成果があるのか必ずしも明らかではない。今後は、新型コロナウイルスの影響を前提

とした取り組みを行っていくべきである。

(4) 宇久町観光協会事業補助金【意見】

宇久町観光協会は宇久地区の観光振興と地域経済の活性化に取り組んでいることから、佐世保市は宇久町観光協会の運営に対して補助金を交付している。

令和2年度は、従来のイベント開催型の事業から継続的な誘客に繋がる事業へと全体的な方向転換が図られている。かかる目的を達成するためにダイビング事業や民泊の運営が計画されているところ、事業内容について評価表を含め多角的に分析・評価がなされている。このように、一時的な集客に囚われることなく、将来を見据えた事業展開を行っている点は高く評価できる。もっとも、今後、新型コロナウイルスの影響により事業内容の見直しは不可避と考えられるため、離島での新型コロナウイルス等による経済的被害に対する支援の必要性との均衡に配慮しつつ、引き続き補助金の使途・額については見直しを行っていく必要がある。

(5) 九十九島誘客事業補助金【意見】

県内有数の観光地である九十九島エリアへの観光客誘致を目的として各種イベント、PR活動等を行っており、同取り組みに対して補助金を交付している。なお、本事業は費用を共同事業者であるハウステンボスと按分している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、具体的な数値目標を設定したうえでPR活動を行うなど、適切な事業運営がなされている。本事業は県内・九州エリアにとどまらず全国規模の知名度を誇るハウステンボスと共同で運営されているのであるが、ハウステンボスの知名度は九十九島のそれを大きく上回っている。ハウ

ステンボスを拠点とした市内周遊率の向上を狙うという意図は理解できるものの、ハウステンボスの知名度に押されて九十九島の影が薄くなっており、必ずしも九十九島の知名度 UP に繋がっていない現状がある。本補助金交付の効果は、その対象ではないハウステンボスにも間接的に寄与している側面があることから、九十九島エリアの誘客に繋がるよう、事業内容等の見直しを行い、補助金交付の効果が適切に反映されるよう努力すべきである。

(6) 佐世保観光コンベンション協会事業補助金(国際観光誘致事業/訪日外国人誘致事業)【意見】

外国(主として周辺アジア地域)からの観光客誘致のための各種PR活動等に対して補助金を交付している。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて大幅に事業内容を変更している。本年の新型コロナウイルス感染拡大(パンデミック)は未曾有の出来事といえるため、あらゆる事態を想定して事業計画を立てることはおよそ不可能ということは理解できる。しかし、海外渡航の制限の是非については、新型コロナウイルスの感染者が確認された当初から各国でも議論がなされていたところであり、感染の拡大状況によっては当然に渡航制限がかかることは想定できたと思われる。これについては、観光商工部観光課より、令和2年度当初時点では、新型コロナウイルスの長期化は誰も想定できなかったものであり、また、同年4月補正にて国が外国人旅行客の需要回復を政策として図る等していたとの意見があったが、同年2月27日時点で公立小中学校の長期休校の決定、同年3月24日に同年夏予定の東京オリンピック・パラリンピックの1年程度の延期決定等、海外渡航制限へ向かう事情も同時に存在していたことへの留意も必要

である。また、長崎県は地理的に東アジア諸国との距離が近いことから、周辺国からの観光誘致を行うことは合理的といえる。しかし、周辺アジア各国には複雑な対日感情が存在しており、これがときに「反日感情」として国家間に軋轢を生じさせている。海外渡航者の誘致は、この非常にセンシティブな問題によっていとも容易くその成否を左右されてしまうというリスクが構造的に付きまとうものである。

本補助金事業については、上記のようなマイナス要因、リスクについての分析を交えて、海外渡航者の誘致事業を進めていただきたい。

(7) 南九十九島海域利用円滑化協議会補助金【意見】

南九十九島海域利用円滑化協議会は、「南九十九島」海域におけるレジャー利用と周辺漁業との調和を目的とし、マリンレジャーに関するルールマナーの確立・啓発活動を行うと同時に、漁業活性化に資する事業への支援・協力をするために補助金を交付している。

レジャーと漁業の調和が標榜されているものの、マリンレジャーに関するマナー啓発活動の実績は乏しい。他方、佐世保市漁業協同組合及び佐世保市相浦漁業協同組合に対して「種苗放流等漁業活性化」の支援として各々100万円が交付されている。また清掃活動費として各々50万円が交付されているが、これらは実質的に見て漁協への支援とみなすことができる。

種苗放流等による漁業の活性化及び清掃活動による漁協の整備が必要であるという点は理解できるものの、本事業の内容として行う必要があるのかは疑問である。これらの活動に補助金を投入するのであれば、完全に別事業として審査を行い、改めて交付決定するか否かを判断すべきである。また、視察研修費についてもその成果が必ず

しも明らかではなく、補助の対象とすべきか疑問がある。

(8) 宇久町観光協会国境離島補助金

離島滞在型観光への転換をはかるため、新規民泊経営参入者の促進や地域の受け入れ体制の整備し情報発信を行うという宇久町観光協会の取り組みに対して補助金を交付している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり事業内容の一部変更があったものの、事業報告も詳細になされており、その使途も適切である。

(9) 佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金【意見】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い全国各地で九州エリアへの修学旅行地変更の機運があり、これを佐世保市への修学旅行誘致の好機ととらえ、修学旅行誘致の更なる促進を支援するため補助金を交付している。

修学旅行の受け入れということは1校当たり数百人を佐世保市へ誘致することであり、地域経済への波及効果が大きい。よって、本事業は補助金交付の費用対効果は高いといえる。しかし、本事業は旅行会社に対して助成金の支払いを行っているところ、助成金の支払理由の大部分がハウステンボス関連に集中してしまっていることから、実質的にはハウステンボス及びその関連会社へ補助する形になってしまっている。中高生の修学旅行先をどこに設定するかという見地からすると、ハウステンボス及びその周辺施設が起点となるのは止むを得ない側面もあるかもしれないが、補助金の使途を見直すなどし、ハウステンボス関連施設に補助金の支払いが集中することがないように是正すべきである。

(10) 周遊パス・チケット電子化事業補助金【意見】

佐世保市内の観光施設等を安価に利用できる周遊パス・チケットを電子化することにより市内周遊を促進する取り組みに対して補助金を交付している。

佐世保市での観光は周遊率が低いことが課題となっており、本事業によって観光客の佐世保市内周遊を促進することが可能となれば地域経済活性化への寄与が期待できる。事業報告も適切に行われており、使途も適切である。もっとも、市内屈指の観光拠点であるハウステンボスや九十九島パールシーリゾートが同取り組みに参加していないという問題がある。周遊パス・チケットの利便性を丁寧に説明し周知するなど、今後の積極的な PR 活動によって多くの企業の参加を促すことが望まれる。

第5 企画部政策経営課

1 前論

企画部政策経営課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は佐世保市俵ヶ浦半島地域振興に係る支援に関する要綱に基づくものであった。

2 佐世保市俵ヶ浦半島地域振興に係る支援に関する要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、俵ヶ浦半島地域(俵ヶ浦町、野崎町、庵浦町及び下船越町をいう。)における、地域住民を主体とした集落の維持及び活性化の取組みに対

し、市が各種の支援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 前条に規定する市が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 佐世保市集落支援員(以下「支援員」という。)の設置
- (2) 俵ヶ浦半島小さな楽園づくり事業補助金(以下「補助金」という。)の交付
- (3) その他、市長が必要と認める支援

(補助金の交付)

第13条 市は、持続した集落の維持・活性化を図ることを目的とした事業を行う団体に対して補助金を交付するものとし、その交付については佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)及び長崎県小さな楽園づくり交付金実施要綱(平成27年11月2日27地づ第199号長崎県地域づくり推進課通知。以下「県要綱」という。)に定めるもののほか、次条から第19条までに定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第14条 補助金の交付の対象となる者は、県要綱別表第1に規定する地元住民が主体となる地域協議会等、特定非営利活動法人及び民間事業者とする。

第15条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域住民が自発的に生活サービス支援及び活性化策に一体的に取り組み、持続した集落維持及び活性化を図ることを目的とした事業とする。

(補助対象経費)

第16条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

(交付申請)

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又は経費明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第19条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したとき又は交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、規則第11条の規定による補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

別表（第 16 条関係）

対象経費	内訳
報償費	講師・委員等謝金
旅費	交通費、宿泊費及び旅行諸費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、会議費 （懇親会等における飲食費用を除く。）等
役務費	通信運搬費、保険料、広告料、手数料等
委託料	外注費
使用料及び賃借料	会場使用料、事業用機械器具等の賃借料等
原材料費	製品製造等に必要な原材料費
工事請負費	設計費（工事監理費を含む。）、工事費（電気、ガス及び給排水等の附帯工事費、維持補修費を含み、土地造成費及び解体費を除く。）
備品購入費	事業の実施に不可欠な備品購入費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）
その他	上記のほか、事業の実施に必要なと市長が認める経費

（3）監査の結果【意見】

俵ヶ浦半島観光コンテンツ検討事業補助金は、平成28年度より実施していた俵ヶ浦半島未来計画に基づく、令和2年度の俵ヶ浦半島活性化プロジェクトとして、滞在型観光への転換を目指し環境の整備等に取り組み持続可能な観光地域づくりを推進するために交付している。

本事業を支援することは、九十九島観光公園をゲートウェイとした観光地域づくりに寄与するものと考えられる。しかし、本事業は自主財源の確保が難しく、総事業費に対する補助率は10分の9にもなっている。三年間継続して事業運営に取り組んではいるものの、今後も安定的な自主財源獲得は難しく、また現時点において補助金額に見

合った効果があげられていると評価することもできない。補助金額の削減や事業内容の抜本的な見直しをする必要がある。

第6 企画部地域交通課

1 前論

企画部地域交通課が担当した補助金等のうち2件を確認した。これらの補助金等は佐世保市松浦鉄道施設整備事業費補助金交付要綱及び佐世保市基幹公共交通持続化支援給付金実施要領に基づくものであった。

2 各要綱の概要

(1) 佐世保市松浦鉄道施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、松浦鉄道西九州線が県北地域に不可欠な広域幹線公共交通機関であることに鑑み、安全運行の確保及びサービスの改善向上若しくはその整備により経費節減につなげ、ひいては経営の自立化を図ることを目的として、松浦鉄道株式会社が行う経営改善計画に基づく施設整備事業に要する経費について、予算の定めるところにより、松浦鉄道株式会社に対し、佐世保市松浦鉄道施設整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、この交付については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年佐世保市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、松浦鉄道西九州線に係る松浦鉄道自治体連絡協議会(以下「協議会」という。)で支援を決定した松浦鉄道施設整備事業計画に基づく、次の各号に掲げる設備の整備等であって、その整備により輸送の継続又は保安度の向上に資すると認められるものとする。

- (1) 信号保安設備
- (2) 保安通信設備
- (3) 防護設備
- (4) 停車場設備
- (5) 線路設備
- (6) 電路設備
- (7) 変電所設備
- (8) 車両設備
- (9) その他当該路線の事情に応じ輸送の継続のために必要な設備又は保安度の向上に資する設備

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に掲げる施設整備事業計画に基づく設備等の整備に直接に要した本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費、調査費及び工事雑費で、協議会で支援を決定した事業費とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)を、毎年度市長が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 補助対象経費明細書 (第3号様式)
- (3) 収支予算書 (第4号様式)
- (4) 設備の概要 (概要書・写真・図面等)
- (5) 直近の損益計算書及び貸借対照表
- (6) 直近の営業報告書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、実績報告書(第7号様式)を、補助対象事業完了後30日以内又は3月25日のいずれか早い時期までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (第2号様式)
- (2) 補助対象経費決算表 (第3号様式)
- (3) 収支精算書 (第8号様式)
- (4) 契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して市長に報告しなければならない。

4 補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

（2）佐世保市基幹公共交通持続化支援給付金実施要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校等の一斉休校や各種イベント等
の中止に加え、市民への外出自粛要請により、当該期間中、公共交通機関の利
用者が著しく減少している。特に基幹公共交通として複数の地域間を定期定路
線で結ぶ路線バスや地域鉄道は、コロナ禍の状況においても、市民生活や地域
経済を維持するため、利用者の多寡に関わらず継続した運行を求められている
が、運賃収入の大幅な減少によりその維持が困難な状況となっている。

更に今後、第2波、第3波の懸念があり、新型コロナ発生前の状態までの利用
回復が見込めない状況にあることから、これからの安定した公共交通網の維持
に資することを目的として、基幹公共交通の運行継続に必要な給付金を交通事
業者に交付するにあたり必要な事項を定めるもの。

2 対象事業者

給付金の交付については、佐世保市内を運行する基幹公共交通事業者(路線バス、地域鉄道)のうちコロナ禍により運賃収入の減少が著しい次の交通事業者を対象とする。

(1) 路線バス 西肥自動車(株)

(2) 地域鉄道 松浦鉄道(株)

3 給付金の額

それぞれの対象事業者に対する給付金の額については、予算の範囲内において、次の方法により算出した額とする。

(1) 西肥自動車(株)

「減便対象キロ(※1)」に「燃料費及び修繕費のキロ当たり単価(小数第2位未満四捨五入)」を乗じた額とする。(ただし、十万円未満切り捨て)

※1 減便対象キロ

「佐世保市の年間実車走行キロ(ただし、補助路線を除く)」に「令和2年度の減収率(※2)」を乗じた走行キロ(千km未満切り捨て)

※2 令和2年度の減収率

「令和2年度の減収見込額」を「令和元年度の収入実績額」で除した割合(小数第1位未満四捨五入〈単位：%〉)

(2) 松浦鉄道(株)

「燃料費の過去5年間の平均価格(千円未満四捨五入)」に「松浦鉄道施設整備事業における令和2年度の佐世保市の負担指数」を乗じた額とする。(ただし、

十万円未満切り捨て)

4 交付申請

給付金の交付申請にあたっては、所定の様式に必要事項を記入し、対象事業者ごとに次の書類を添付して提出するものとする。

(1) 西肥自動車(株)

- 1 補助路線を除く佐世保市内の実車走行キロの算出根拠が分かるもの
- 2 路線バス事業における燃料費及び修繕費のキロ当たり単価の算出根拠が分かるもの
- 3 令和元年度の収入実績及び令和2年度の収入見込が分かるもの
- 4 その他、給付金の算出にあたり必要となるもの

(2) 松浦鉄道(株)

- 1 過去5年分(平成27年度~令和元年度)の運転費(燃料費)の実績が分かるもの
- 2 令和2年度の収支見込が分かるもの
- 3 その他、給付金の算出にあたり必要となるもの

6 交付の決定

対象事業者から提出された書類の内容を審査し、給付金の交付を決定したときは、所定の様式により申請者に通知するものとする。なお、市長は、この給付金の決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(3) 監査の結果

ア 松浦鉄道施設整備事業費補助金【意見】

松浦鉄道施設整備事業費補助金は、松浦鉄道の施設整備事業に対して交付されている。事業報告も適切になされており、使途も適切である。

もっとも、補助金額自体が高額であるうえに、鉄道を運用し続ける以上、整備費用は今後も定期的に発生し続けるものである。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて鉄道利用収入が減少しているのみならず、近年、国からの補助額も減少傾向にあることからすると、今後更に整備事業が増えることが懸念される。佐世保市としては、補助金額及び使途の妥当性については今後も慎重に判断していく必要がある。

イ 佐世保市基幹公共交通持続化支援給付金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け利用者数が減少している佐世保市内の公共交通機関の安定維持をはかる目的で給付金を交付している。

本事業においては、松浦鉄道（株）と西肥自動車（株）に対してそれぞれ給付金を交付している。近年、高齢者による交通事故数の増加が問題視された結果、令和元年（平成31年）に免許証を自主返納した人の数が、平成10年の制度導入以降最多の60万1022人（前年比17万9832人増、警察庁運転免許統計による）にのぼるなど、全国的に運転免許の自主返納の動きが加速している。佐世保市においても、65歳以上の高齢者が人口の30%以上に達することから、免許返納の流れは広がるものと考えられる。自家用車の代わりに高齢者の「足」となる公共交通機関を維持することは、市民のニーズに合致するものであるのみならず高齢者の福祉の観

点から必要不可欠といえる。また、SDGs等の取り組みに代表されるように、環境に配慮した移動手段の発展充実が求められている中、公共交通機関を維持し、その利用を促進することは社会情勢にも合致するものである。よって、本給付金の交付は全体として適切な支出である。なお、企画部地域交通課によると、本補助金は、特に、新型コロナウイルス感染症拡大という通常の減収パターンとは異なる特別の事情への対処のための支援であり、その目的達成と支援額の妥当性との均衡に留意しているとのことであった。

第7 企画部地域政策課

1 前論

企画部地域政策課が担当した補助金等のうち2件を確認した。これらの補助金等は、国境離島航路運賃軽減事業に関する協定及び佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金交付要綱に基づくものであった。なお、国境離島航路運賃軽減事業に関する協定の内容は確認していない。

2 佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、国及び県が行う離島の自立的発展を促進するための離島の輸送コスト軽減策と連携して支援を行いその効果を加速させるため、佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の宇久島、黒島又は高島に事業所等を有する個人又は法人その他の団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、国の離島活性化交付金(産業活性化事業)において戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援の対象となったもの又は国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において農水産物の移出及び当該農水産物の原材料等の移入に係る輸送コスト支援の対象となったもの(以下「輸送コスト」という。)とする。

(補助率)

第4条 補助金の交付額は、宇久島に係るものにあたっては輸送コストの5分の4以内、黒島又は高島に係るものにあたっては輸送コストの3分の2以内の額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 輸送品目ごとの日付、輸送機関及び輸送費を客観的に確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出時期は、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の3月31日までにを行うものとする。

(実績報告等の省略)

第8条 規則第11条の実績報告及び規則第12条の補助金額の確定手続は、規則第19条の規定により、省略するものとする。

3 監査の結果

(1) 国境離島航路運賃軽減事業負担金

国境離島新法の施行に伴い、国境離島地域（佐世保においては宇久島・寺島）住民の継続的な居住を可能とするための環境整備の観点から、航路事業者との協定のもと離島住民の運賃負担軽減をはかる目的で負担金を拠出している。

本事業は、「離島の振興なくして本県の振興発展はない」との考えのもと、長崎県出身議員らの尽力により制定された有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）施行に伴う環境整備の一環として行われたものである。

本事業の目的は、住民の航路運賃をJR運賃並みにするというものであり、今後継続的な支出が避けられないものとなっている。しかし、国境離島新法は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領

海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とするものであるところ、本事業はこの趣旨に合致するものであって、補助金交付の対象として適切なものであるといえる。

(2) 佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金

国境離島新法の施行に伴い、国境離島地域（佐世保においては宇久島・寺島）住民の継続的な居住を可能とするため、離島住民らの輸送コスト軽減を支援するため補助金を交付している。国境離島航路運賃軽減事業と同様に、国境離島新法の施行を契機とする事業である。本事業は同法の趣旨に合致するものであり、適切な支出といえる。

第8 企画部文化振興課

1 前論

企画部文化振興課が担当した補助金等もののうち2件を確認した。これらの補助金等は交付規則に基づくものであった。

2 監査の結果

(1) 島瀬美術センター特別展負担金【意見】

佐世保市民に高品質の美術作品に触れる機会を提供することによって地域の文化振興をはかる目的で負担金を拠出している。

本事業は、島瀬美術センターで開催された、19世紀後半のフランスを代表する画家ロートレックの展示会費用を負担するものである。

文化振興という性質上仕方がない側面はあるが、入館料及びグッズの売り上げを全額佐世保市に計上しているものの、佐世保市から交付された補助金額を補填するには至っていない。今後、補助金額を減らすよう試み、事業としても具体的な数値目標を設定していくべきである。

もっとも、我が国は文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）を制定し、同法第1条において、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであ」って、「心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持」つものであることから、「文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進する」としている。本事業は佐世保市民に対して世界的な画家であるロートレックの絵画に触れる機会を提供するものであり、同法の趣旨に合致する施策として適切な支出といえる。

（2）アルカスSASEBO事業運営費補助金【意見】

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって営業を自粛したアルカスSASEBOの運営を補助するために補助金を交付している。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、市からの自粛要請を受け営業を自粛したアルカスSASEBOに対して補助金を交付するものである。アルカスSASEBOに対して二回に分けて補助金が交付されているが、そのうち二回目は申請日と交付決定日が同日となっている。本補助金は新型コロナウイルスの流行が収束した後は不要となるものであるが、アルカスSASEBOは建設から20年が経過し修繕費もかさんでいることに加えて、年々利用者も減少している。アルカスSASEBOは佐世保市の文化振興の拠点という位置づけであることは理解できるものの、今後は市民にとって魅力ある自主事

業を展開し、利用者増に繋げるよう努力すべきである。

第 9 教育委員会学校保健課

1 前論

教育委員会学校保健課が担当した補助金等のうち 1 件を確認した。この補助金等は交付規則に基づくものであった。

2 監査の結果【意見】

公益財団法人佐世保市学校給食会運営補助金（助成金）は学校給食の内容を充実させるとともに保護者負担の軽減をはかり、学校給食を円滑に運営実施するために交付されている。

本事業には監事が 2 名選任されており、監査報告が提出されてはいるものの、具体的にどのような監査を行ったのか不明である。監査の基準・方法を明らかにし、より詳細な報告を求めるべきである。また、役員報酬についても、常任理事の必要性が明らかではない。市としては、常任理事の任務内容を明らかにしたうえで、その必要性を疎明するよう求めるべきである。また、本事業には自主財源が存在しないという問題点も存在する。

第 10 教育委員会社会教育課

1 前論

教育委員会社会教育課が担当した補助金等のうち 1 件を確認した。こ

の補助金等は佐世保市徳育推進事業交付金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市徳育推進事業交付金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市徳育推進事業交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、本市の徳育推進にあたり、佐世保市民が目指す徳のある市民像『感謝と思いやりの心を持ち、自分を律し、勇気を持って社会や他人のために何かできる人』の具現化を推進する事業とする。

(交付対象事業者)

第3条 交付金の交付を受けることができる者(以下「交付対象事業者」という。)は、交付対象事業を実施する団体であって、市が指定した団体とする。

(交付金対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業に要する経費のうち、概ね次に掲げる経費とする。

- (1) 啓発及び広報に要する経費
- (2) 会議及び打合せに要する経費

- (3) 関係団体との連絡調整に要する経費
- (4) 交付対象事業の遂行のため必要な事務経費
- (5) 組織運営のために必要な経費
- (6) その他市長が特に必要と認めた経費

(交付額)

第5条 交付金の交付額は、交付対象経費のうち市長が認めた額を、市の予算の範囲内において交付するものとする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付対象事業者は、交付対象事業実施日の20日前までに、交付金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画総括表(様式2)
- (2) 事業別実施計画書(様式3)
- (3) 収支予算書(様式4)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の提出)

第10条 規則第11条第1項に規定する実績報告については、交付対象事業終了後30日以内又は交付金の交付決定をした日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式5)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績総括表(様式6)
- (2) 事業別実績書(様式7)
- (3) 収支精算書(様式8)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 監査の結果【意見】

徳育推進交付金は、佐世保市民の徳育推進のために佐世保市徳育推進会議に対して交付されるものである。

佐世保市は、「感謝」や「思いやり」などの心を持つことの大切さを再認識するための取り組みとして「一徳運動」を標榜し、佐世保市徳育推進会議と連携して徳育を推進している。佐世保市徳育推進会議は、徳育の広報啓発として、徳育推進フォーラムの開催や、機関紙「徳育」の発行、徳育推進ロゴマークの選考・作成や、徳育推進カレンダーの作成等をその活動内容とするものである。

仮に徳育活動を推進するとしても、市として少なからぬ補助金を交付している以上、その必要性については市民に詳しく説明する必要がある。まず、補助金の交付対象となっている佐世保市徳育推進会議は例年徳育カレンダーの作成・配布、機関紙の作成等を行っているが、これらが市民への徳育普及にどの程度効果があるのか不明である。

本事業については、事業者に徳育活動の市民認知度・ニーズを調査させるなど事後報告をより充実させるべきである。また、包括外部監査人としては、「徳育」という抽象的な規範について、補助金を支出することへの疑問を呈したが、教育委員会教育総務部より、道徳科目の中学校での教科化や佐世保市議会での「徳育推進のまちづくり宣言」の議決等基本政策であることの解説を受けた。児童教育として、高度の規範意識を養うことの重要性は否定するものではないが、同じ規範である法律と道徳の違いは、前者が外面的かつ強制的性格を持つことに対して、後者が自発的な内面的原理であることと思われる。本件支出については、補助

金を交付しての推進が過剰となる場合、本来自発的な内面的原理である「徳」について、一定の方向性を導くことになることについては留意していただきたい。

第 1 1 教育委員会文化財課

1 前論

教育委員会文化財課が担当した補助金等のうち 2 件を確認した。これらの補助金等は、佐世保市文化財等保存整備事業補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市文化財等保存整備事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法(昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)及び長崎県文化財保護条例(昭和 3 6 年長崎県条例第 1 6 号)並びに佐世保市文化財保護条例(昭和 4 5 年条例第 1 7 号)により定められた、市内に存する国及び長崎県並びに佐世保市の指定等にかかる文化財の保存と活用を図るために必要な保護事業に要する経費の一部について、佐世保市補助金等交付規則(平成 1 7 年規則第 5 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定め、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、別表の補助対象事業を実施する文化財の所有者、管理者(管理団体)、技術保持者、保存団体又は文化財活用・普及活動団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費及びその額は、別表のとおりとする。ただし、別途市長が認める場合は、この限りでない。

(添付書類)

第5条 規則第3条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 指定文化財保存整備事業のうち工事に関するもの

イ 設計書

ロ 仕様書

ハ 図面

ニ 現況写真

ホ 位置図

(2) 指定文化財保存整備事業のうち無形文化財又は無形民俗文化財に関するもの

イ 無形文化財又は無形民俗文化財の概要

ロ 現況写真

(3) その他市長が必要と認める文化財保存整備事業

その都度市長が定める。

2 規則第11条第1項に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 指定文化財保存整備事業のうち工事に関するもの

イ 契約書又は請書の写し

ロ 検査調書の写し

ハ 実施設計書の写し

ニ 仕様書の写し

ホ 図面及び写真(完成前及び完成後)

(2) 指定文化財保存整備事業のうち無形文化財又は無形民俗文化財に関するもの

イ 事業の実施を証する書類

ロ 事業の実施を記録した写真

(3) その他市長が必要と認める文化財保存整備事業

その都度市長が定める。

3 監査の結果

佐世保市文化財等保存整備事業補助金は、国指定重要文化財である黒島天主堂の耐震対策事業のためのものである。

本事業は、文化遺産保護の観点から国、県、市がそれぞれ補助金を負担し国指定重要文化財である黒島天主堂の耐震対策を行うものである。事業内容についても、耐震工事に伴う修繕作業を見学できるようにするなど工夫が伺える。また、事業報告書は詳細なものであり、その使途・金額ともに正当な支出といえる。

第12 教育委員会スポーツ振興課

1 前論

教育委員会スポーツ振興課が担当した補助金等のうち2件を確認した。これらの補助金等については、交付規則のほか、長崎県との協議書

に基づくものがあった。なお、長崎県との協議書の内容については確認していない。

2 監査の結果

(1) 海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金【意見】

県立海洋スポーツ基地カヤックセンターの管理費等を負担するため拠出されている。本事業は、海洋スポーツの普及推進を図るとともに、自然環境を活かした交流人口の増加、九十九島地区の活性化を目的とするものである。海洋スポーツ基地カヤックセンターは旧小佐々町の要望により建設された施設であり、その管理運営等の費用を佐世保市（旧小佐々町）が負担することとなっている。

現時点においては、カヤックセンターを効果的に活用できているとは言い難い状況であるうえに、カヤックセンターの運営維持費は今後発生し続けるものであるから、収益について具体的な数値目標を設定し、適切な管理・運営を行っていく必要がある。また、伺い書起案日と協議書締結日が同日であるという問題もある。本事業は、費用対効果について検討したうえで、事業継続の是非についても議論すべきである。海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金については、佐世保市としてもその必要性を検討するとともに、事業者に対して、市民からのニーズの有無、収支状況の改善や今後の利用促進について調査・報告させるべきである。

なお、本件につき、教育委員会スポーツ振興課より、①令和2年度から、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設利用の制限や閉鎖等を行っていたため、同年度の前後において利用者数及び利用料金等

について差が出ていること、②同センターの常勤スタッフの定員数に基づく安全監視能力を考慮し、重大な水難事故発生防止のため、利用人数を制限することがあること等、同センターの運営については、利用者数等一定の制約を余儀なくされる事情についての説明があった。また、令和4年度以降、海洋スポーツの普及促進のための事業開催も検討しているとのことである。かかる同センターの事情や事業展開のための努力もまた斟酌されるべきであるが、今後、新型コロナウイルス感染症の流行状況や鎮静化後のニーズについて、難しい予測を強いられることと思われる。新型コロナウイルスの影響により、結果的に補助金支出が奏功しなかったという例は、観光業にも多く見られるところであり、同センターの今後の需要についての把握につき引き続き努力していただきたい。

(2) 佐世保市体育協会運営補助金

佐世保市におけるスポーツの普及と発展を推進するため各種事業の企画・運営を行っている佐世保市体育協会の運営を補助するため補助金を交付している。

佐世保市体育協会は佐世保市民のスポーツ振興を一手に担っている。市民が安価に利用可能な施設の運営・管理等は民間に委ねたのでは実現することが難しく、市の関与が不可欠といえる。また、補助金額についても適時に見直し・削減が行われており、補助金として適切な支出である。

なお、本項に関して、令和3年4月1日から、「公益財団法人佐世保市体育協会」が「公益財団法人佐世保スポーツ協会」へ改称されており、これに伴い、本補助金についても「公益財団法人佐世保市スポー

ツ協会運営補助金」へ変更となったということである。

第13 子ども未来部保育幼稚園課

1 前論

子ども未来部保育幼稚園課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金は佐世保市障がい児保育事業実施要綱等に基づくものであった。

2 各要綱の概要

(1) 佐世保市障がい児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)第2条第2号及び第4号の規定に基づく保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)において、障がい児を受け入れるための保育士の配置を促進することで、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所等の拡大を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 障がい児保育事業の対象児童は、佐世保市内に住所を有する保育を必要とする児童であり、集団保育が可能で日々通所できるもので、次の各号のい

いずれかに該当するものとする。

(1)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)

(2)心身に軽度の障害を有すると認められる児童(軽度障がい児)で、次のいずれかに該当するもの。

1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童

2 療育手帳交付要綱(昭和52年長崎県告示第682号)に定める療育手帳の交付を受けた児童

3 その他佐世保市が軽・中度の心身障害又は発達遅延を有すると判別した児童

(補助金の対象保育所等及び交付対象者)

第3条 補助金の対象となる保育所等は、前条に該当する障がい児を受け入れている保育所等(以下「対象保育所等」という。)であつて、別表に定めるものとする。

2 補助金の交付対象者は、対象保育所等の設置者とする。

(事業の実施)

第4条 対象保育所等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条2項に規定する保育士のほか、障がい児保育事業の実施のために、児童2人につき1人以上の割合で必要な保育士を配置しなければならない。

2 対象保育所等に受け入れる障がい児の数は、それぞれの保育所等において

障がい児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とする。

3 対象保育所等における障がい児の保育は、障がい児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うものとする。

4 対象保育所等は、障がい児の保育についての知識・経験等を有する保育士の配置や、障がい児の特性に応じて便所等の設備整備及び必要な遊具等の購入等の受け入れ体制整備に努めなければならない。

(判別)

第5 第2条第2号の判別を必要とする児童については、次に掲げる手続きに従い判別を行うものとする。

(1)対象保育所等の長は、判別を必要とする児童について、保護者に対し当該事業の趣旨を十分に説明し同意を受けた児童についてのみ、児童の行動観察及び保護者からの聴取により調査を行うこと。

(2)児童の行動観察期間は2週間程度とし、障がい児保育調査個票(以下、「個票」という。)への記入は、直接児童の保育にたずさわる職員が別に定める記入要領に基づいて行うこと。

(3)調査結果は、前号の個票に医療機関等が発行した医師の診断書及び障がい児保育事業判別依頼書を添えて佐世保市に提出すること。

2 対象となる児童の判別については、前項第3号の規定に基づき提出された調査結果をもとに、佐世保市子ども未来部において検討を行うものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、佐世保市特別保育事業補助金交付要綱(平成18年3月10日施行)第3条第2号に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する対象保育所等が佐世保

市外にある場合は、対象保育所等の属する市町村の補助金の額と前項により算出される額とを比較して低い額を補助金の額とする。

別表（第3条関係）

佐世保市障がい児保育事業実施要綱第3条第1項の規定による対象保育所等は、対象児童が下表の認定区分に該当するものとする。

1 保育所

保育所		認定区分		
		1号	2号	3号
			対象	対象

2 認定こども園

認定こども園			認定区分		
			1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立※1.2	旧接続型			対象
		旧並列型		対象	対象
	上記以外（例.社会福祉法人立）		対象	対象	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立※1	単独型			
		接続型			
		並列型			

	上記以外（例.社会 福祉法人立）	単独型			
		接続型・並列 型			
保育所型			対象	対象	
地方裁量型					

※1 学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、子ども・子育て支援制度施行時または施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が子ども・子育て支援制度施行時または施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

（2）佐世保市特別保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)第2条第2号及び第4号の規定に基づく保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)における特別保育事業の円滑な実施を図るため、予算の定めるところにより、次条各号に掲げる事業を行う保育所等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号)に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 保育環境改善事業

平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」の別添「保育環境改善等事業実施要綱」中 3(2)1 の障害児受入促進事業

(2) 一時預かり事業

平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」の別紙「一時預かり事業実施要綱」中 4(1)の事業

(3) 延長保育事業

平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」の別紙「延長保育事業実施要綱」の事業

(4) 障がい児保育事業

「佐世保市障がい児保育事業実施要綱(平成 20 年 7 月 3 日施行)」により保育所等が行う事業

(5) 看護師等配置促進事業

「佐世保市看護師等配置促進事業実施要綱(平成 19 年 1 月 10 日施行)」により保育所等が行う事業

(補助額)

第 3 条 補助額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 号に規定する事業

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき厚生労働大臣が定める交付基準により算定した額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で市長が定める額

(2) 前条第 2 号から第 5 号までに規定する事業

別表に定める交付基準により算定した額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で市長が定める額

(調査、検査等)

第4条 市長は、補助金を交付する前又は交付した後に当事者に対し必要な書類の提出を求め、又は、職員に關係帳簿、物件等の調査又は検査をさせることができる。

別 表

事業名	補助基準額	対象経費																											
一時預かり事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 一般型対象児童（1か所当たり年額） 年間延べ利用児童数の区分に応じ、下表にそれぞれ定める額とする。ただし、1日当たり4時間未満の利用児童については、2人を1人として算定することとする。なお年間延べ利用児童数が24人以下の場合は補助対象外とする。</p> <table border="1" data-bbox="475 712 1157 1104"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用児童数</th> <th>1ヶ所当たり年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25人以上</td> <td>300人未満</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上</td> <td>900人未満</td> <td>1,350,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上</td> <td>1,500人未満</td> <td>2,430,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上</td> <td>2,100人未満</td> <td>3,510,000円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上</td> <td>2,700人未満</td> <td>4,590,000円</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上</td> <td>3,300人未満</td> <td>5,670,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300人以上</td> <td>3,900人未満</td> <td>6,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3,900人以上</td> <td></td> <td>7,830,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大型連休預かり対象児童(児童1人当たり日額) (2019年4月30日～5月2日に一時預かりを利用した児童) 2,260円</p>	利用児童数		1ヶ所当たり年額	25人以上	300人未満	450,000円	300人以上	900人未満	1,350,000円	900人以上	1,500人未満	2,430,000円	1,500人以上	2,100人未満	3,510,000円	2,100人以上	2,700人未満	4,590,000円	2,700人以上	3,300人未満	5,670,000円	3,300人以上	3,900人未満	6,750,000円	3,900人以上		7,830,000円	<p>当該事業担当保育士にかかる人件費、給食に要する経費、その他必要な経費</p>
利用児童数		1ヶ所当たり年額																											
25人以上	300人未満	450,000円																											
300人以上	900人未満	1,350,000円																											
900人以上	1,500人未満	2,430,000円																											
1,500人以上	2,100人未満	3,510,000円																											
2,100人以上	2,700人未満	4,590,000円																											
2,700人以上	3,300人未満	5,670,000円																											
3,300人以上	3,900人未満	6,750,000円																											
3,900人以上		7,830,000円																											
延長保育事業	<p>補助基準額は、延長時間及び平均対象児童数の区分に応じ、下表に定める額とする。ただし、一時間以上延長し平均対象児童数が区分ごとの人数に満たない場合で1人以上いるときは、補助基準額を300,000円とする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1552 1193 1854"> <thead> <tr> <th>延長時間</th> <th>平均対象児童数</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>6人以上</td> <td>1,342,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>3人以上</td> <td>2,166,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>3人以上</td> <td>2,166,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間</td> <td>3人以上</td> <td>4,624,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間</td> <td>3人以上</td> <td>4,624,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3人以上</td> <td>5,382,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間	平均対象児童数	補助基準額	1時間	6人以上	1,342,000円	2時間	3人以上	2,166,000円	3時間	3人以上	2,166,000円	4時間	3人以上	4,624,000円	5時間	3人以上	4,624,000円	6時間以上	3人以上	5,382,000円	<p>当該事業実施にかかる経費（担当保育士にかかる人件費、事業実施にあたる保育士の時間外手当、光熱費、その他必要な経費）</p>						
延長時間	平均対象児童数	補助基準額																											
1時間	6人以上	1,342,000円																											
2時間	3人以上	2,166,000円																											
3時間	3人以上	2,166,000円																											
4時間	3人以上	4,624,000円																											
5時間	3人以上	4,624,000円																											
6時間以上	3人以上	5,382,000円																											

3 監査の結果

障がい児の受け入れを行っている事業者の保育士雇用に要する経費を助成することによって障がい児保育の処遇向上・推進をはかる目的で障がい児保育事業補助金を交付している。

補助の終期が設定されていないという問題はあるものの、障がい児保育の促進には行政の関与が不可欠であり、民間の自主性に委ねては障がい児保育の処遇向上・推進という目的を達成することは困難である。本補助金の交付は適切な支出といえる。

第14 市民生活部コミュニティ・協働推進課

1 前論

市民生活部コミュニティ・協働推進課が担当した補助金等のうち2件を確認した。これらの補助金等については、佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金交付要綱、佐世保市コミュニティ助成事業事務取扱要綱に基づくものであった。

2 各要綱の概要

(1) 佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐世保市は、地域の特性を生かした活力ある地域づくりを推進するた

め、住民と行政が協働で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例(平成29年条例第43号)に基づき認定を受けた「地区自治協議会」が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、「佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金」(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業、補助率等)

第2条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容、補助率、補助額及び補助対象者は、別表第1及び第1の2に定めるとおりとする。

(対象外経費)

第3条 補助金交付の対象とならない経費は別表第2に定めるとおりとする。

(関連助成制度との関係)

第4条 補助事業の実施に当たっては、原則として国及び県の関連助成制度との併用はできないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 事業費内訳書及びその他事業の実施内容を説明する資料

(実績報告)

第9条 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき関係書類とは、次に掲げるものとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

- (1) 実施事業報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 写真(事業の実施状況、実施結果等が確認できるもの)
- (4) 事業費内訳書、その他事業の実施状況及び実施結果等が確認できる資料

別表第1 (第2条関係)

<p>1 地区自治協議会に関するもの</p> <p>(1)地区自治協議会運営・活動事業</p> <p>(2)地区自治協議会事務局運営事業</p> <p>備考1 「活動事業」は、次の要件のいずれかに結びつくものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの維持、再構築又は形成 ②地域課題の解決 ③地域の活性化 ④生涯学習の推進(※1事業以上実施すること。) ⑤青少年の健全育成(※青少年健全育成会が合流した場合は1事業以上実施すること) <p>備考2 地区自治協議会を構成する部会の区域内で実施される事業であること(研修事業及び他の地区自治協議会と協働・連携して活動する場合を除く。)</p> <p>備考3 年度内に完了する事業であること。</p>	
<p>1 地区自治協議会運営・活動事業</p> <p>対象経費の10分の10以内とする。</p> <p>2 地区自治協議会事務局運営事業</p> <p>対象経費の10分の10以内とする。</p>	

<p>(補助額は次に掲げる額の合計額を上限とする。)</p> <p>1 地区自治協議会運営・活動事業</p> <p style="padding-left: 20px;">基礎額 130万円</p> <p style="padding-left: 20px;">人口要因による額 地区自治協議会の区域内に所在する人口に応じて別表第1の2に定める額</p> <p>2 地区自治協議会事務局運営事業 上限130万円。</p> <p>ただし、コミュニティセンター長又はコミュニティセンター職員が事務局長を兼務する場合は70万円を上限とする。</p>	
---	--

(2) 佐世保市コミュニティ助成事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)が実施するコミュニティ助成事業に係る市から自治総合センターへの申請その他の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる助成事業(以下「助成事業」という。)は、自治総合センターが定めたコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)で定めるもののうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 青少年健全育成助成事業

(助成事業の対象)

第 3 条 助成事業の対象となるコミュニティ組織(以下「助成事業対象組織」という。)は、自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体とする。ただし、特定目的のために組織された宗教団体(宗教団体から派生した団体、傘下団体を含む。)、営利団体(企業の体育・文化団体を含む。)、政治団体、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO その他活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は、対象外とする。

(事業の周知)

第 4 条 市は、助成事業の申請を希望する助成事業対象組織を広く市内から募集するため、ホームページ等を利用して、助成事業の周知を図るものとする。

(申請)

第 5 条 申請を希望する助成事業対象組織は、市長が別に定める期日までに、コミュニティ助成事業申請希望書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査等)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、以下の表に規定する委員による審査会を開き、同申請が実施要綱に規定する助成事業の基準に適合しているかどうかを審査し、適当と認めるときは、県を経由して、自治総合センターに対して当該事業の申請を行うものとする。

部局	委員
基地政策局	基地政策局主幹
財務部	財政課長
市民生活部	コミュニティ・協働推進課長
保健福祉部	生活衛生課長
環境部	施設課長
教育委員会	社会教育課長
水道局	総務課長

2 市長は、第2条の助成事業ごとに複数の助成事業対象組織から申請があったときは、前項の審査会において、次に掲げる基準により優先順位を定め、自治総合センターに申請を行うものとする。

- (1) 事業の効果、対象等が及ぶ範囲
- (2) 事業の必要性及び緊急性
- (3) 過去における申請を希望する助成事業の適用の有無
- (4) 他の制度による助成等の有無

3 前項の規定により優先順位を判断することが困難な場合は、抽選会を開き、抽選により優先順位を決定するものとする。

3 監査の結果

(1) 佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金【意見】

地域ごとに独自の催しを行うなどし、各地域の活性化をはかるための事業費として補助金を交付している。

地域コミュニティの活性化に必要な支出であったとしても、佐世保市の財政状況に鑑みれば総支出額の抑制も検討すべきである。本事業と内容が一部重複するような事業があれば併合し、また、事業者に対して、事業の効率化を図り事業費総額の抑制を徹底するよう求めるべきである。

(2) 佐世保市コミュニティ助成事業補助金【意見】

備品の整備により地区住民の参加拡充、地域の活性化をはかる目的で補助金を交付している。本事業は、物置他今後のコミュニティ活動に要する備品を整備するためのものである。もっとも、備品等の整備がコミュニティ活動にどのように寄与するのか必ずしも明らかではない。市としては、その使途・金額が妥当であるかより適切に監督する必要がある。したがって、佐世保市コミュニティ助成事業補助金については、申請及び交付時において、事業者に対して、備品等の必要性や使途について、十分説明・報告させるべきである。

第15 市民生活部市民安全安心課

1 前論

市民生活部市民安全安心課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は佐世保市防犯協会活動事業補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市防犯協会活動事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、佐世保市防犯協会活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、佐世保市が防犯協会の実施する防犯のための広報及び啓発等事業及び防犯灯助成に要する活動事業経費の一部を補助することにより、犯罪による市民生活に対する危険を予防し、もって犯罪のない誰もが安全で安心した市民生活を送れる社会を確立することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる補助事業者は、次のとおりとする。

- (1) 佐世保地区防犯協会
- (2) 早岐地区連合防犯協会
- (3) 相浦地区防犯協会連合会
- (4) 江迎地区防犯協会連合会

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者

が実施する犯罪防止のための活動事業費のうち、防犯活動費、地域安全活動費、防犯灯助成とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、予算の範囲内で定めた額を上限額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 協会会則及び規約
- (4) その他市長が認める書類

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた防犯協会は、佐世保市防犯協会活動補助金実績報告書(様式第5号)を事業が完了した日から15日を経過する日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等にかかる収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 事業実施報告書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が認める書類

3 監査の結果【意見】

佐世保市防犯協会活動事業補助金は、防犯灯の設置事業及び各種防犯キャンペーン活動を行う佐世保市防犯協会に対して交付されるものである。

防犯灯の適切な設置は夜間における街路の安全確保に不可欠であること及び防犯キャンペーン活動を通じて地域住民の防犯意識の向上を図ることができることから、佐世保市防犯協会の活動事業に対して補助金を交付することは妥当といえる。

もっとも、本年の防犯キャンペーン活動については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止・変更がなされている。また、防犯灯の設置は防犯施策にとって有益なものであるとしても、防犯灯の設置数如何によっては高額な支出となりうる。よって、設置申請がなされた地点に防犯灯を設置する意義等、防犯灯設置の必要性について説明を求めるべきである。

また、防犯キャンペーンに関する支出及び防犯灯購入費用についても、その金額が妥当かどうかを検証するために領収書等の提出を求めるべきである。

なお、本事業に対しては収支の処理について適正である旨の監査報告がなされているものの、監査報告書からはどのような内容の監査が行われたか不明である。佐世保市としては、監査の具体的な内容を含む報告書の提出を求めるべきである。

以上、佐世保市防犯協会活動事業補助金について、申請及び交付時において、事業者に対して、防犯機器やキャンペーンの必要性や効果につ

いて、十分説明・報告させるべきである。

第16 観光商工部商工労働課

1 前論

観光商工部商工労働課が担当した補助金等のうち8件を確認した。各補助金は佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金交付要綱、佐世保市高年齢者就業機会確保事業等補助金交付要綱、佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業実施要綱、佐世保市中小企業販路開拓支援事業実施要綱、佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金交付要綱、佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱等に基づくものであった。

2 各要綱の概要

(1) 佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐世保市は、交流人口の拡大による地域の活性化を推進するため、民間非営利団体に取り組む観光振興等の事業に対して、予算の定めるところにより、佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)及び長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱(以下「県要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)の内容、補助率、補助金額の範囲及び補助対象者は、別表のとおりとする。

(対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、交付決定以後に発生する事業に直接必要な経費で、次に掲げる経費であって、原則として、県要綱の補助金の交付の対象となる事業に係る経費とする。

(1) 賃金(給料は含まない。)

(2) 謝金(講師等に対する謝礼金)

(3) 旅費

(4) 需用費(消耗品費、印刷製本費及び燃料費など。なお、内部的な食料費は除く。)

(5) 役務費(通信運搬費、広告料及び手数料など)

(6) 委託料(作成委託料及び大会運営委託料など)

(7) 使用料及び賃借料(会場使用料、機材借上料及び自動車借上料など)

(8) 補助金

(9) その他、特に必要と認められる経費

2 補助金額の算定は、対象経費から特定財源(参加費、負担金及び協賛金等の事業実施により発生する収入をいう。以下同じ。)による収入を控除した額を基本とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の要望)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「要望者」という。)は、交付の

申請に先立って、次の各号に定める書類を作成し、市に要望するものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
- (2) 事業説明資料(様式第2号)
- (3) 事業評価表(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の採択)

第5条 市は、前条の要望があったときは、事業内容について審査を行い、補助事業として採択するか又は不採択とするかを決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、要望者に対し速やかに結果を通知する。

3 市長は、補助事業としての採択にあたって留意すべき事項等について、要望者に対し助言を行うことができる。

(交付の申請)

第6条 前条第2項の採択決定の通知を受けた要望者は、規則第3条の規定に基づき、交付の申請を行うものとする。

(交付申請書に添付すべき書類等)

第7条 規則第3条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第4号)
- (2) 収支予算書(様式第5号)
- (3) 事業評価表(様式第3号)
- (4) 事業費内訳書(事業費積算の根拠を明確に示したもの)
- (5) 事業実施スケジュール表

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から20日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日とする。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 事業内容を明らかにする報告書、計画書及び経費の内訳書等
- (4) 写真(事業の実施状況及び実施結果等が確認できるもの)
- (5) 契約書及び領収書等の写し
- (6) 事業評価表(様式第3号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して市長に報告しなければならない。

3 補助金の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第 11 号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

別表 (第 2 条関係)

【事業の内容、補助率、補助金額の範囲及び補助対象者】

事業の内容	補助率	補助金額の範囲	補助対象者	
長崎県観光振興条例 (平成 18 年長崎県 条例第 56 号) 第 1 4 条により認定され た観光地づくり重点 支援地区若しくは、 観光地づくり重点支 援分野に係る事業	〈重点的に支援を 行う事業〉 ・本物の魅力を伝 えるための人材 ・育成・システム 高度化を行う事業 ・幅広い業種が連 携して取り組む事 業 ・海外誘客基盤整 備のための事業 ・その他、質の高 い観光地想像に資 する事業等	対象経費から特 定財源による収 入を控除した額 以内	2,500千円 以上 112,500千円 以下	民間非営利団体 (①)

<備考>

① 補助対象者となる、民間非営利団体については、次のとおりとする。

- ・観光連盟、観光協会等、観光活性化のために現に活動している団体

- ・商工会議所、商工会等、地域振興のために現に活動している団体
- ・補助対象事業を実施しようとする非営利法人、任意の非営利団体(市町等を構成員とする団体を含む。)

(2) 佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急経済対策の一環として佐世保市内の中小企業者が自社製品の新たな販路開拓を行う事業に対して、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助し、九州圏外の新たな販路開拓を円滑に進め中小企業者の受注競争力の強化を図り、本市経済の活性化に寄与することを目的として実施する佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 地場企業者 市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条第2号に規定する地場企業者とする。

(補助金の補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う事業に必要な経費で、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(対象期間)

第5条 この補助事業の対象期間は、令和2年10月1日から令和4年3月10日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な応じて次に掲げる書類を添えて、受注契約後に市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 市税に滞納がないことを証明する納税証明書

(3) 直近の貸借対照表及び損益計算書

(4) 定款の写し

(5) 納品先の住所及び納品物が確認できる資料の写し

(6) 輸送費の見積書等所要見込み額が確認できる資料の写し

(7) 過去半年間の取引先が確認できる資料

(8) その他市長が必要と認める資料

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業完了後20日以内に補助事業実績報告書(様式第7

号)に補助事業実績書(様式第8号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(3) 佐世保市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領(平成12年6月12日労働省発職第124-2号)の規定により、高年齢者就業機会確保事業を行う公益社団法人佐世保市シルバー人材センター(以下「センター」という。)に対し、その運営に要する経費の一部を助成する佐世保市高年齢者就業機会確保事業費等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、高年齢者就業機会確保事業(以下「補助事業」という。)に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の総額から国庫補助の金額を除いた金額の2分の1以内とし、市の予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出期日は、当該年度の4月10日とする。

(実績報告)

第7条 センターは、補助事業が完了したときは、規則第11条第1項の規定により、事業完了後1月が経過した日又は補助金の交付決定をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(4) 佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、佐世保市内の中小企業者がプロフェッショナル人材を採用する場合に要する経費の一部を補助することにより、新たな事業展開等を促進し、本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者(みなし大企業を除く。)

(2) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を大企業が所有している中小企業

ロ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

ハ その他イ又はロに相当すると認められる中小企業

(3) プロフェッショナル人材 県外の企業等において、専門的な技術や免許資格、知識や技能などを有し、10年以上の実務経験を有する者

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市に事業所を有する中小企業者であり、新たな事業展開や生産性の向上等により、将来的に雇用者数の増加が見込める事業計画を策定していること。

(2) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

(補助金の補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は補助対象者が行う事業に必要な経費で、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。なお、次の各号に掲げる場合については、補助対象経費としない。

(1) 国、県又は市、その他公的支援機関等から補助対象経費に対し、補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合

(2) プロフェッショナル人材が、受入企業等と資本関係のある企業(出資比率50%以上)等からの出向者である場合

(3) 上記以外の会社間において、あらかじめ一定期間経過後に、元の会社に戻

ることを前提として出向又は転籍する場合

(4) その他市長が適当でないと判断する場合

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な応じて次に掲げる書類を添えて、プロフェッショナル人材の就業開始前に市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支計画書(様式第3号)

(3) 雇用契約書の写し(交付決定後に契約を締結する場合は「案」で可)

(4) プロフェッショナル人材の履歴書・職務経歴書の写し

(5) プロフェッショナル人材が市内に居住していることがわかる書類(申請時に市外居住の場合は、転入後速やかに提出)

(6) 直近の貸借対照表及び損益計算書

(7) 会社の組織図(プロフェッショナル人材採用前、採用後)

(8) 就業規則等(給与、諸手当の内容がわかるもの)

(9) 市税に滞納がない証明書(申請日から3か月以内のもの)

(10) その他市長が必要と認める資料

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業完了後20日以内又は事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

別紙

補助対象経費	補助率，補助限度額等
補助対象者が雇用するプロフェッショナル人材の人件費（給与（役員報酬含む），賞与，諸手当，企業負担分社会保険料）	<p>【補助率】 2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 500万円以内</p> <p>【対象期間】 雇用開始より12か月間</p> <p>【申請回数】 1社当たり1回／年まで ただし，前年度からの継続分は件数としてカウントしない。</p> <p>【条件】 ①正規雇用であること。 ②対象者の総支給額の下限が500万円であること。 ③就業開始後は佐世保市内に住民票登録があること。</p>

※「正規雇用」とは、労働者の雇用形態、賃金体系などについて、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けることをいう。

(5) 佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人々が集い魅力と活力に溢れた商店街を創出するための事業等に取り組む商工会議所又は市内の商店街で組織する事業協同組合等に対し、それらの事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

(1) 「補助金」とは、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金をいう。

(2) 「補助事業」とは、別表1に掲げる対象事業をいう。

(3) 「補助事業者」とは、補助事業を行なう者をいう。

(4) 「国等補助事業」とは、補助事業のうち、国及び県等の制度に基づく補助金の交付を、その補助金に係る要綱(以下「国等の要綱」という。)により受けられる事業をいう。

(5) 「商工会議所」とは、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所をいう。

(6) 「事業協同組合等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合又は協同組合連合会

イ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者が10名以上又は構成員数の30パーセント以上で構成される任意の商店街団体

エ その他アからウのいずれかに準ずるものとして市長が認めるもの

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、補助事業にかかる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を申請しようとする日の属する会計年度及

びその前年度以前の5年間において、これまで交付が決定された国・県・市その他団体等の補助事業について不適切な処理があった者の実施する事業については、補助金の対象としない。

(補助条件)

第4条 補助金の対象となる事業については、他の制度の補助金を受けることはできない。但し、他の補助制度が佐世保市の補助を要件としている場合又はその他市長が特別に認める場合はその限りではない。

(補助率等)

第5条 第3条に規定する経費に対する補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が定める期日までに、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業説明書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他別表2に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付申請を行おうとする補助事業者は、その申請時に消費税仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税相当額とし

て控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第11号)
- (2) 補助対象事業に要した費用を証する書類
- (3) 事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行う場合において、消費税仕入控除税額が明らかになったときには、その金額(減額して交付申請を行った場合にあつては、その金額のうち減じて申請した額を上回る部分の金額)を補助金額から減じ、市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額(減額して申請又は報告を行った場合にあつては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金額から減じ、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第12-2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

別表 1 (第 3 条、第 5 条、第 1 0 条関係)

対象事業	事業内容	補助率		補助対象者	
1 商店街共同施設等整備事業	商店街の活性化を目的として実施する環境整備事業（休憩施設、商店街の公衆便所、共同駐車場、アーケード、防犯カメラ、街路灯・アーチ・案内板、放送設備、教養文化施設等）、その他商店街の環境整備に役立つ事業	(1)補助対象経費の1／3以内	(2)ただし、国等の要綱に規定する国等補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合には、市の単独での補助率は1／2以内とし、その国等の要綱の規定により交付される補助金の補助率を加算した率を上限とする。 (3)その他市長が特別に必要であると認める場合は、別に定める。	(1)アーケードの建設・整備に係る本体工事又は改修工事については1、000万円、その他は500万円を補助金の上限額とする。	(2)ただし、国等の要綱に規定する国等補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合には、市の単独での補助額は、1／2以内とし、その国等の要綱の規定により交付される補助金を加算した額を上限とする。 (3)その他市長が特別に必要であると認める場合は、別に定める。
2 高度情報化促進事業	ホームページ作成、インターネットショッピングモールの開設等地域への情報発信やその他商店街の活性化に役立つ高度情報化事業			(1)上限額500万円	

3 空き店舗対策事業	空き店舗を活用し、商店街の活性化を目的として実施する事業（チャレンジショップ等）		(1)上限額 500万円	
4 活性化計画策定事業	商店街の活性化を目的として実施する基本計画等の策定を行う事業	(1)補助対象経費の1/2以内補助対象	(1)上限額 100万円	
5 活性化研究会・講習会事業	商店街の活性化を目的として実施する研究会や講習会、先進地視察等の事業		(1)上限額 30万円	
6 イベント事業	地域との交流促進、賑わい創出等を通して商店街の活性化や地域に密着した商店街づくりを実施する。	(1)補助対象経費の1/3以内	(1)上限額 50万円	
7 その他の商業活性化事業	商店街等の活性化を目的として実施するもので、特別に市長が必要と認める事業	(1)市長が別に定める。	(1)市長が別に定める。	

(注) 1 軽微な変更とは、補助額の変更を伴わないものであって、補助目的及び補助率に関係がない事業計画細部の変更又は経費配分における事業内容ごとの補助対象経費の20パーセント以内のものをいう。

2 算出した補助額が5万円以下の場合は、補助金を交付しないものとする。

別表2（第6条第3号、様式第1号関係）申請書に添付する書類

書類名	備考
1 商店街の概要を示す 図面	すべての場合
2 見積書の写し	原則2社以上
3 業者選定理由書	複数の業者から契約予定業者を選定した理由
4 土地の登記簿謄本	補助事業者の所有する土地に補助対象施設を設置するとき
5 土地又は建物所有者 の承諾書の写し	補助事業者の所有しない土地、建物内に補助対象施設を設置するとき
6 図面又はカタログ	図面は見取図（立面図及び平面図）とする
7 総会又は理事会議事 録	
8 組合員・会員名簿	
9 建築確認通知書の写 し	建物、工作物の場合
10 道路占用許可証の 写し	道路に設置若しくは影響する場合（街路灯、アーチ、アーケードの場合等）
11 管理運営計画書	駐車場設置、駐輪場及び防犯カメラ等の場合
12 許可証の写し	補助申請施設の設置が法令により許可を必要とする場合
13 定款又は会則	
14 組合等の登記簿謄 本	
15 団体の役員名簿	任意団体の場合

16 予算・決算関係書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録等）	任意団体にあつては、前年度決算書、予算書、事業報告及び決算書等
17 事業着手前の写真	事業実施予定場所の全体がわかるものを含む
18 その他の書類	市長が必要と認めた場合

3 監査の結果

(1) 佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金

消費の落ち込む冬季にイルミネーション、イベント等の事業を実施することにより、市内外から観光客を呼び込み地域活性をはかるための事業費を補助するため補助金を交付している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって当初の目標には届かなかったものの、本事業には具体的な数値目標も設定されていた。また、事後の報告書も詳細であることから、全体として適切な支出であるといえる。

(2) 佐世保市高齢者就業機会確保事業費等補助金

佐世保市シルバー人材センターの運営を補助するため補助金を交付している。

本事業は、高齢者の雇用を促進することによって、高齢者の職業の安定その他福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与しているといえる。我が国は、超高齢社会を迎え、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を制定するなど、国是として高齢者雇用の促進に取り組んでいる。本事業は補助の終期が設定されていないものの、国の方針にも合致するものであり、また、事後報告も詳細になされていることから、

全体として適切な支出と評価できる。

(3) 佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業補助金

中小企業の創造的技術開発及び企業販路開拓を支援するために補助金を交付している。補助金交付の対象について審査会による審査が実施されているところ、申請ごとに必要かつ十分な審査がなされており、申請及び報告についての不備も見当たらない。全体として適切な支出といえる。

(4) 佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金

佐世保市内の中小企業者が、九州圏外への新たな販路開拓を行う際の輸送コストの一部を補助するために補助金を交付している。

本事業は、市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者を対象とした緊急経済対策の一環として、市内の中小企業の販路拡大等を支援し、市内経済の活性化をはかるものである。対象を市内に主たる事業所を有する中小企業に限定し、製品の納品先が、半年以上取引がない又は新規の取引先であることを条件とするなど、補助金の目的に沿った運用がなされている。また、事業報告も適切になされており、全体として適切な支出といえる。

(5) 佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金【意見】

佐世保市内の中小企業がプロフェッショナル人材を採用する場合に要する経費の一部を補助するために補助金を交付している。

本事業の対象は、市内に事業所を有し、新たな事業展開や生産性の向上等により、将来的に雇用者数の増加が見込まれる事業計画を策定している中小企業者である。そして、この制度における「プロフェッショナル人材」とは、県外の企業等において専門的な技術や免許、知識や技能などを有し、10年以上の実務経験を有する者とされている。

本事業は、プロフェッショナル人材を雇用して自社の生産性向上を図ろうとする中小企業を支援し、これによって佐世保市内の経済活性化・雇用の安定をはかるものである。

しかし、本事業によって佐世保市内に事業所を有する中小企業がプロフェッショナル人材を確保できたとしても、新たな事業展開や生産性の向上が達成される保障はない。また、雇用者数の増加についても、単なる見込みに過ぎないのであって、確実性が高いものとは言い難い。事実、本事業は申請当初の計画に遅れが生じたことから、その後の計画については大幅な変更がなされている。今後は、プロフェッショナル人材を確保することによって具体的にどのような効果が得られるのかより具体的に説明を求めべきである。

なお、このプロフェッショナル人材確保支援事業補助金については、令和2年度をもって終了したとのことである。今後も同様の補助金を創設する場合には、本監査結果を参考としていただきたい。

(6) させぼ振興券発行事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大により経営が悪化した市内事業者の支援及び地域経済の活性化を目的としたプレミアム付き商品券の発行を補助するため補助金を交付している。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により甚大な経済的損害を被った市内事業者を支援するため、佐世保市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として行われたものである。事後の評価によれば、補助金額の2倍相当の需要が喚起されていること、また、利用者の9割が「よかった」と回答していることを踏まえると、本事業の目的は達成されていると考えられる。また、換金性の高いもの(ビール券、図書券など)、たばこ、公共料金の支払いなどに充てることを

禁止するなど、商品券の使途について適切な規制も行われている。本事業に対する補助金交付は全体として適切な支出であったといえる。

(7) 中小企業勤労者福祉サービスセンター支援事業補助金【意見】

中小企業労働者に対する福利厚生事業の実施を支援するために補助金を交付している。

中小企業労働者の勤労意欲の向上及び労働の安定をはかるという目的は正当である。しかし、本事業は、健康維持増進事業と自己啓発・余暇活動事業に大別されるところ、後者については消費喚起としての側面が否めず、本事業で行うべき類のものか疑問がある。また、民間に類似した事業が存在すること及び補助の終期が設定されていないという問題もある。本事業の使途・補助金額については見直しを行うべきであると考え。今後も本補助金を継続する場合、市民のニーズ、補助金等の要否や補助金等の対象について十分検討すべきである。

(8) 魅力ある商店街創出支援事業補助金【意見】

商店街の活性化を目的とした各種事業の実施を支援するために補助金を交付している。

商店街の活性化を目指して様々な取り組みを行っているが、実際に商店街の売り上げ増加に寄与しているかは疑問である。本事業には少なからぬ補助金額が投入されているのであるから、今後は具体的な数値目標を設定し、より実効性のある企画を立案・実行していくことを求めるべきである。

1 前論

消防局総務課が担当した補助金等のうち 1 件を確認した。この補助金等は佐世保市消防団運営交付金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市消防団運営交付金交付要綱の概要

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、佐世保市消防団運営交付金(以下「交付金」という。)の交付について、佐世保市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 佐世保市消防局及び佐世保市消防団(以下「消防団」という。)は、交付金の使途の適正を図るとともに、消防団が地域の安全・安心を担う重要な組織であることに鑑み、交付金が消防団の健全な運営と活発な活動に資することを目的とする。

(交付金の交付)

第 3 条 交付金は、消防団の運営に要する経費に充てるため、予算の範囲内において消防団に交付する。

(交付金の対象経費)

第 4 条 交付金の対象経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 教育訓練に要する経費

- (2) 会議に要する経費
- (3) 対外交流に要する経費
- (4) 災害対応に要する経費
- (5) 通信運搬に要する経費
- (6) その他消防団の運営に要する経費

2 前項各号の経費の具体的な細目は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 消防団は、交付金の交付を受けようとするときは、佐世保市消防団運営交付金交付申請書(様式 1)に、4 月 1 日時点で在籍する団員数に基づき作成した事業計画書及び収支予算書(様式 2)を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 9 条 消防団は、毎年 3 月 31 日までに当該年度の交付金にかかる収支決算書(様式 4)を市長に提出しなければならない。

2 前項の収支決算書には金銭出納簿及び領収書等を添付するものとする。

3 消防団は、当該年度に交付された交付金に残余がある場合は、市長が指定する日までに返納しなければならない。

【別表】

佐世保市消防団運営交付金の対象経費

項目	支出内容	支給対象	限度額
教育訓練費	使用料	訓練、研修等の会場等使用料	実費
	教材費	訓練、研修等の教材等の購入	実費
	印刷製本費	教育訓練用の資料作成等に伴う印刷費、写真現像費等	実費
	食糧費	訓練等における食糧費（弁当代）	1,000円
		訓練等における水分補給費	500円
会議費	使用料	会議の会場等使用料	実費
	印刷製本費	会議の資料作成等に伴う印刷費、写真現像費等	実費
	交通費	会議参加時の交通費	実費
		会議参加時の駐車場代、有料道路通行料等	実費
	食糧費	会議におけるお茶代、お菓子代等	500円
		定例会議等における弁当代	1,000円
		消防団幹部会議等全体的な会議における懇親会費	7,000円
対外交流費	交際費	来客等と会食等を行う場合	10,000円
	負担金	会議、研修等の参加負担金	負担金の額
	香典	消防団、中隊、分団を代表して葬儀等に出席する場合	10,000円
	見舞金	消防団、中隊、分団を代表して消防団員の病气入院等に見舞いをする場合	10,000円
	その他	葬儀における生花等	15,000円
災害対応費	交通費	災害時参集時の交通費	実費
	食糧費	災害警戒、災害出動に伴う食糧費	1,000円
通信運搬費	通信運搬費	消防団業務に関連する書類等の発送経費（切手代など）	実費
	電話・電報代	消防団業務に必要な経費	実費

その他消防団運営に必要な経費	事務費	事務用品等の購入費	実費
	燃料費	分団詰所の維持管理に必要な経費（ガス代、灯油代など）	実費
	賄材料費	各種警戒業務等における材料費	1, 0 0 0 円
	その他	上記の項目以外の支出で特に必要であると認めるもの	実費

3 監査の結果【意見】

佐世保市消防団運営交付金交付要綱に基づき、佐世保市消防団に対して、消防団運営交付金要綱の交付要綱に掲げる対象経費について、交付するものである。

本補助金の目的は、「消防団が地域の安心安全を担う重要な組織であることに鑑み、健全な運営と活発な活動を支援するために交付するもの」とされている。災害時等には、市民の生命身体の安全を守るため、消防団の活動は必要不可欠なものであるから、本補助金の目的そのものには必要性が認められる。

経費の項目としては、上記要綱第4条及び別表に定められている。このうち、対外交流費の中で、葬儀等に出席する場合の香典、生花について、一人あたり2万5000円×40人分が計上されている。しかしながら、当該経費は「健全な運営と活発な活動を支援するため」に必要と言えるかは疑問である。消防団の活動とは直接関係がないし、密接に関連するとも言えないと考えられるからである。必要であるとしても金額は過大ではないかと考えられる。

さらに、見舞金（団員の病気が等に対する見舞金）として5000円×10名分が計上されているが、これについても消防団の活動と関係ない病気やけが等に対する見舞金であるとすれば、補助金として交

付することは不相当である。

また令和2年度収支決算書によれば、各経費の予算と実際にかかった経費は以下の通りである。

記

教育訓練費	予算546万→222万2608円
会議費	予算668万円→268万1675円
通信運搬費	予算420万6415円→357万387円
その他	予算527万9185円→958万4697円

上記につき、令和2年度は教育訓練費、会議費、通信運搬費については経費が2分の1以上減っている。にもかかわらず、「その他」については大幅な増額となっており、なぜそのように増額となったのか検証が必要である。

各消防団本部及び分団から提出された明細書及び領収証を見ると、まず、日々の取引内容とその領収証だけを提出している団もあれば、収支決算書まで作成し、さらに予算と決算額の増減まで記載している団もあった。このような収支決算書を見ると、各費目の金額や全体の経費に占める割合がすぐにわかるため検証がしやすい。よって、各団に対し収支決算書を作成させるべきである。

また、団によっては、頻繁に会議費が計上されているものの、領収書を見ても「会議」との記載しかなく、他に記載があっても場所や参加者名くらいで、詳細が不明なものが散見された。2～3日おきに会議が開催されている、同日に複数の会議が行われているものもあった。また金額が過大であるものも見られた。詳細が不明であると検証がで

きないため、会議の内容についても議事録の添付を作成するべきである。

以上、本補助金については、以下のとおり検討していただきたい。まず、①香典や見舞金など、補助金等の支出項目を見直すべきである。次に、②申請及び報告時に、収支計算書や会議の議事録を添付させるべきである。

第 18 土木部道路維持課

1 前論

土木部道路維持課が担当した補助金等のうち 3 件を確認した。いずれもの補助金等も里道及び公衆用道路事業交付金交付要綱に基づくものであった。

2 里道及び公衆用道路事業交付金交付要綱の概要

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の生活道路となっている里道及び公衆用道路を安全に通行するため、舗装工・防護柵工・道路反射鏡設置・法覆工等（以下「装事業等」という。）を施行する団体に対する交付金(以下単に「交付金」という。)の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成 17 年規則 第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 里道 佐世保市が所有する土地（以下「市有地」という。）に存する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の濶用を受けない道路で、現に生活道路としての機能を持ち地域住民の公共の用に供するものをいう。

(2) 公衆用道路 地目が公衆用道路で、公道と接続し道路としての機能を有するとともに、地域住民の公共の用に供され、既に公共性が生じている道路をいう。

(3) 交付金事業者 交付金の対象となる事業を施行する団体をいう。

（交付金の対象及び交付率）

第 3 条 交付金の対象となる経費及び交付率は、次に定めるとおりとする。

事業	対象となる経費	交付率
1 里道	舗装事業等	市が算定した実施設計額の 70%以内
2 公衆用道路	舗装事業等	市が算定した実施設計額の 70%以内。
	崩土取り除き	ただし、災害時（国の災害復旧採択基準による。）の場合は 100%以内。

（工事実施要望書）

第 4 条 交付金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長に工事実施要望書（以下「要望書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は前項の要望書が提出されたときは、現地を調査し、採否を決定のうえ申請者に通知するものとする。

(交付金の申請)

第5条 前条第2項の規定により採択の通知を受けた交付金事業者は、里道及び交付金道路事業交付金交付申請書（様式）に事業名、内容及び事業費その他必要な事項を記載し、提出しなければならない。

2 前項で定める里道及び交付金道路事業交付金交付申請書の様式は、規則第20条に規定する様式の特例とする。

3 監査の結果

本要綱に基づく補助金等は、主に歩行者の利便性・安全性を向上させるために、佐世保市内の法面や側溝などを工事するというものである。歩行者の利便性・安全性を向上させるという点は市民生活上必要であり、かつ公益性が認められる。申請手続きに不備は確認できなかったことから、この支出は妥当なものであったと評価できると考えられる。

その一方で、申請書に添付された資料を確認すると、図面や見積書など工事内容・費用を確認できる資料はあったものの、そもそもなぜその工事が必要であるのか確認できる資料はなかった。土木部道路維持課の担当者は地域住民からの聞き取りなどによって状況を把握している可能性はあるが、現場の写真や地域住民からの上申書など必要性を裏付けられる資料を準備すべきである。この補助金等の支出に関する資料は情報開示請求により開示されて一般市民が目を通す可能性はあるので、第三者である一般市民が確認しても十分に必要性が説明できるように資料を準備する必要がある。

この点、土木部道路維持課より、補助金申請書提出の際、工事実施要望書を町内会から提出させる等して、工事の必要性については、現地写真を参考にしつつ、庁内で判断しているとのことであり、決裁文書等のサンプル

ル交付を受けた。したがって、本件補助金は適切と判断する。

第 19 農林水産部水産課

1 前論

農林水産部水産課が担当した補助金等のうち 8 件を確認した。いずれの補助金等も佐世保市農林水産業費補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市農林水産業費補助金交付要綱の概要

なお、下記の要綱は令和 3 年 4 月 1 日改正前のものである。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が農林水産業振興のため支出する補助金の交付に関して、佐世保市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用補助事業)

第 2 条 市長は、必要と認める農林水産振興事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助事業の名称、補助金交付先、事業内容、補助対象及び補助率又は額等（以下「補助金交付基準」という。）は、別表 1 から別表 4 までによるものとする。

別表 1

補助金交付基準（農産・畜産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
農業生産基盤整備事業	農業協同組合農業振興協議会 農業者の組織する団体 農業者（農業者個人を対象とする補助金は国・県の基準によるもののみを対象とする。）	農業施設・機械等整備事業（産地連携を含む。）	国・県の補助事業を活用する場合、採択基準は国・県の基準による	国・県の基準による市は補助残の1/3以内。ただし、別途定める基準による場合は、この限りでない。なお、産地連携事業の場合は、国・県への補助金交付申請者となる市町において、当該補助金を取り扱うものとする（農協の施設についてリース事業以外は事業費の1/10以内）
		農業施設・機械等整備事業（産地連携を含む。）	市単独の補助事業を活用する場合、別途定める実施基準による	事業費の1/3以内、ただし、別途定める基準に拠る場合は、この限りでない。
		農地集積対策事業	採択基準は国・県の基準による	国・県の基準による
	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業生産法人 農業生産法人になることが見込まれる者	畜産施設・機械等整備事業	採択基準は国、県、中央畜産会の基準による 市単独事業：畜舎施設の改善、糞尿処理施設、環境美化等	国、県、中央畜産会基準による 市は補助残の1/3以内 （農協の施設については農協のリース事業以外は事業費の1/10以内） 市単独事業：事業費の1/3以内

	<p>農業協同組合 農業者の組織する団体</p>	<p>家畜導入促進事業</p>	<p>採択基準は県の基準による市単独事業：導入事業費，導入経費等</p>	<p>県の基準による市は補助残の1／3以内，ただし，県費補助金の1／2以内 市単独事業：事業費の1／3以内，ただし，導入対策にあつては200千円上限，保留対策にあつては50千円定額</p>
	<p>農業協同組合 農業者の組織する団体</p>	<p>受精卵移植普及促進事業</p>	<p>受精卵の採取・移植に関する経費</p>	<p>事業費の1／3以内。</p>

別表 1

補助金交付基準（農産・畜産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
農業担い手育成事業	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業生産法人 農業生産法人になることが見込まれる者 担い手育成総合支援協議会	農業担い手育成事業	①農業の担い手として活動する団体等が実施・参加する大会、品評会、研修会に要する経費、経営診断等に要する経費 ②認定農業者協議会の活動に要する経費 (①、②については、慶弔費、飲食費、その他前2経費と類似する経費については、補助対象事業費に含まない。)	事業費の1/3以内 (ただし、45歳未満の担い手で半数以上組織する団体が行う事業については、事業費の1/2以内とする。)
		畜産担い手育成事業	担い手育成総合支援協議会が活動に要する経費(ただし、慶弔費、飲食費、その他前2経費と類似する経費については、補助対象事業費に含まない。)	国・県の基準による
			新たに設立された集落営農法人が経営安定を図るために取り組む専門家への相談、先進事例調査、新規品目導入等の経費	県の基準による
	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業生産法人 農業生産法人になることが見込まれる者	ヘルパー制度確立 円滑化特別事業	労力支援組織、ヘルパー組合の活動に対する支援(運営費、ヘルパー要因利用経費、保険料等)	国・県の基準による 市は補助残の1/3以内 市単独事業：事業費の1/2以内

ふれあい農業推進事業	農業協同組合 農業振興協議会 農業者の組織する団体	体験農業推進事業	事業費・活動経費等（ただし、慶弔費，飲食費，その他前2経費と類似する経費については，補助対象事業費に含まない。）	事業費のうちその他の収入を除いた額で予算の範囲内
地域農産物の消費拡大促進事業	農業協同組合 農業振興協議会 農業者の組織する団体	野菜・花き振興事業	野菜・花き・果樹・茶振興に係る経費，各生産者団体等が実施・参加する大会，品評会，研修会に要する経費（ただし，慶弔費，飲食費，その他前2経費と類似する経費については，補助対象事業費に含まない。）	事業費の1/3以内
		果樹振興対策事業		
		茶振興対策事業		
		畜産振興対策事業	畜産共進会開催に要する経費，輸送費及び滞在費	事業費の1/2以内
			肥育検定・肉質検定に係る経費，消費拡大対策に要する経費	事業費の1/3以内

別表 1

補助金交付基準（農産・畜産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
農業経営の安定強化事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者の組織する団体 農業者	農業金融対策	採択基準は国・県の基準による	国・県の基準による
	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業振興に係る協議会	農業所得安定対策推進事業	採択基準は国・県の基準による	県の基準による
	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業振興に係る協議会	環境保全型農業推進事業	採択基準は国の基準に拠る	国・県の基準による
有害鳥獣対策事業	わな猟狩猟免許試験受験者（有害鳥獣被害防止対策事業のみ）	有害鳥獣被害防止対策事業	受験に要する経費（受験料、診断書料等）	県の基準による 市は事業費の2/5以内 （合格者のみ一回に限る）
	佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会（有害鳥獣被害防止対策事業のみ）		採択基準は国・県の基準に拠る	国・県の基準による 市は補助残の1/3以内 （ただし、箱わなの購入にかかる経費については、市は事業費の3/5以内）
			農産物に直接被害を及ぼす有害鳥獣対策にかかる経費	事業費の1/2以内
	県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会		採択基準は国・県の基準による	国・県の基準による 市は事業費の1/2以内

家畜保健衛生対策事業	農業協同組合 農業者の組織する団体 農業振興に係る協議会	家畜保健衛生対策事業	家畜疾病予防のための検査、薬剤等の投与、畜舎及び周辺環境の消毒、衛生対策検討会の開催等に要する経費	事業費の1/3以内
------------	------------------------------------	------------	---	-----------

別表2

補助金交付基準（土地改良関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
農業施設整備助成事業補助金	共同施行	農道新設改良及び既設道路の安全対策施設設置の事業	受益免責1ha以上（安全対策施設設置事業を除く） 受益戸数5戸以上 1. 農道新設改良事業 幅員3m以上、 延長概ね100m以上又は橋梁の新設改良 2. 安全対策施設設置事業 事業費30千円以上	事業費の70/100以内
			農林漁業資金による融資事業 1. 農林漁業資金貸付決定地区であること 2. 施行延長概ね200m以上、幅員3.0m以上（橋梁の新設改良を含む） 3. 受益面積概ね3ha以上、受益戸数5戸以上	事業費の70/100以内

	<p>農業舗装 農業用道路の路面舗装（原則としてアスファルト舗装とする。但し、縦断勾配12.5%以上の区間についてはコンクリート舗装とする）を行う事業</p>	<p>1. 市の農道台帳に登録されていること 2. 受益面積1ha以上，受益戸数5戸以上 3. 舗装延長は1路線ごとに概ね100m以上，舗装幅員2.0m以上2.5m以下 4. 市街化区域内においては農道新設改良事業で実施した農道であること</p>	<p>事業費の70/100以内</p>
		<p>農業漁業資金による融資事業 1. 農林漁業資金貸付決定地区であること 2. 原則として起点又は終点のどちらか一方が既存の舗装道路に接続すること 3. 市の農道台帳に登録されていること 4. 施行延長概ね300㎡以上，舗装幅員は原則として2.5m以上 5. 受益面積概ね3.0ha以上，受益戸数5戸以上</p>	<p>事業費の70/100以内 ただし，農道整備事業（特殊改良）に採択されたものにあつては事業費から県費補助金を差し引いた額の70/100以内に県費補助金を加えた額</p>

	干がい恒久対策溜池、頭首工、機械揚水、用水路、畑地灌漑の新設又は改良事業溜池の堆積土砂の浚渫（施設の改良と合わせて行うものに限る）	事業100千円以上（ただし、青線水路はこの限りではない。） 受益面積1ha以上、受益戸数3戸以上	事業費の70／100以内
		農林漁業資金による融資事業 1. 農林漁業資金貸付決定地区であること 2. 受益面積概ね3ha以上、受益戸数5戸以上	事業費の70／100以内
	災害等緊急対応農業用施設（農道、水路、溜池）の災害復旧を行う事業（個人所有地の公共的施設）	1. 事業費100千円以上 2. 受益面積1ha以上、受益戸数3戸以上 3. 農道については有効幅員1.2m以上	事業費の70／100以内

別表 2

補助金交付基準（土地改良関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
団体営ほ場整備事業（農林漁業資金償還助成事業）	土地改良区又は共同施行	農地等の区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の団体営事業並びに区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地の整備等	県の耕地事業に関する採択基準並びに県の補助要綱に準ずる	事業費の13.3/100以内に相当する元利償還額（ただし、平成8年度前の採択分については、23/100以内とする）
生産基盤整備事業	土地改良区又は共同施行等	国・県の実施要領及び実施要項に準じる	国・県の実施要領及び実施要項に準じる	国・県の基準による地元負担の1/3以内
土地改良施設維持管理事業	土地改良区又は共同施行等	農業用排水ポンプ及び農業用河川工作物（頭首工）の維持管理（運転費を含む）を行う事業	1. 団体営事業以上の補助事業で設置された施設であること 2. 他事業により補助の対象となった事業費は除外する	年間の平均維持管理費の2/3以内
	土地改良区、土地改良区連絡協議会等	土地改良事業後の施設財産管理及び償還事務、その他土地改良法に基づく土地改良区の技術的・事務的支援等	土地改良事業後の管理事務等に要する経費	事業費の2/3に相当する金額又は地域別最低賃金により算出した1名分の人件費に相当する金額のいずれか低い額とする。国営吉井土地改良区及び国営江迎土地改良区については、300千円を上限とする。ただし、予算の範囲内とする。

団体営 農村総合整備 事業 (農林 漁業資 金償還 助成事 業)	土地改良 区又は共 同施行	農業生産基盤の整備 及びこれと関連をも つ農村環境整備	県の耕地事業に関する採 択基準並びに県の補助要 綱に準ずる	事業費の18/100以 内 ただし、特任事業にあっ ては補助残の18/30 以内に相当する借入金 の元利償還額
---	---------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--

別表 2

補助金交付基準（土地改良関係）

事業の 区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
干害応 急対策 事業	土地改良区又は 共同施行等	井戸掘削送水管の 設置、用水機場の 設置、その他用水 確保のための工事 (今後の干害に備 えて引き続いて利 用出来るものに限 る) 及び賃借料	国・県の補助基準 に準ずる	国・県の基準によ る 市は補助残の1/ 3以内
公共工 事費負 担事業	土地改良区又は 共同施行等	県営及び団体営等 で行う区画整理事 業地区内にある市 道又は、市管理河 川の改良工事を区 画整理と一体的に 行う事業	1. 県営又は団体 営事業として採択 されていること 2. 道路について は、市道認定路 線、河川について は、準用河川、普 通河川を対象とす る	市道又は、市管理 河川の改良に要す る事業費から国・ 県補助金並びに市 償還助成額を差し 引いた金額

		「農業施設整備助成事業補助金干がい恒久対策」の交付を受け整備する用水路のうち、市が所有する青線水路に該当し、配水機能を補完する水路本体の改良を行う事業	1. 「農業施設整備助成事業補助金干がい恒久対策」の交付決定又は変更交付決定を受けていること 2. 配水機能を補完する改良を行う青線水路	「農業施設整備助成事業補助金干がい恒久対策」の補助金決定額の基になる総事業費から、「農業施設整備助成事業補助金干がい恒久対策」交付決定額を差し引いた金額
ながさき「食と農」支援事業 (ふるさと振興基盤整備事業)	市が出資する団体農業者等の組織する2戸以上の団体	県の実施要項に準ずる	県の実施要項に準じる	県の基準による地元負担の70/100以内
農業基盤整備促進事業 (定率助成)	土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体 (国の基準による)	農業基盤整備促進事業(国の実施要項による)	国の基準による	国・県の基準による 市は補助残の70/100以内
農業経営高度化支援事業	土地改良区	農業経営高度化支援事業(国の基準による)	国の基準による	事業費の20/100以内

別表 3

補助金交付基準（林業関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象		補助率又は額
民有林育成事業	森林組合	民有林育成のための普及指導	林業担い手育成及び林家啓蒙経費、造林推進事業費、研修費、指導費、調査費、共同用機械購入費		事業費の1/3
造林事業	森林組合 林業公社 林業者等の組織する団体	森林の総合整備	民有林の造林・保育に要する経費	保安林の場合	事業費の15/100以内
				普通林の場合	事業費の20/100以内
			民有林の作業路開設に要する経費	利用区域内に10ha以上の私有林が含まれる場合	事業費の20/100以内
				上記以外の場合	事業費の10/100以内
		民有林の内、林業公社分収林の造林、保育に関する経費		事業費の5/100以内	
林業振興事業	山林所有者及び山林所有者の団体	優良材清算のために行う保育	民有林のうち、山林所有者及び山林保育者の団体の保育に関する経費		国、県、市が定める額
	林業者等の組織する団体	林業振興を目的で行う事業	林業者が組織する団体が林業振興を目的で行う事業に要する経費		市町が予算の範囲内で定める額
林業振興会補助金	世知原町林業振興会	林業振興会活動	林業振興会活動に要する経費		50千円以下

別表 3

補助金交付基準（林業関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象		補助率又は額
被災地造林事業	森林組合 林業公社	被害地造林事業	民有林の造林地 が被災した場合 の復旧に要する 経費	復旧造林面積 0.05ha 以上～0.1 0ha未満	事業費の40/ 100以内
				倒木起こし面 積0.05 ha以上	事業費の40/ 100以内
				作業路開設幅 員1.8メー トル以下	事業費の40/ 100以内
ながさき森林 づくり担い手 対策事業	森林組合及び第 三セクター	林業技術技能向 上事業	県の基準による		事業費の75/ 100
		福利厚生事業	就労条件整備	県の基準によ る	事業費の50/ 100
			社会保険制度加 入	県の基準によ る	事業費の2/3
		新規参入促進事 業	新規就労促進奨 励	県の基準によ る	事業費の50/ 100
			新規採用求人活 動	県の基準によ る	事業費の1/3
	林業グループ	林業後継者対策 事業	県の基準による		事業費の75/ 100
林業後継者育 成対策事業	林業グループ	意欲的林業グ ループ活動支援	県の基準による		事業費の3/4
森林活動・緑 化啓発支援事 業	市内に事務所又 は営業所を有す る法人 3名以上で構成 された任意団体 緑の少年団 地区町内会 学校・幼稚園	森林づくり活 動、森林整備活 動、木材利用促 進活動、緑化普 及活動 緑の少年団の育 成及び活動支援	森林づくりに要する経費 森林整備に関する経費 木材利用や木質化に要する経 費 緑化の普及啓発活動やイベン ト等開催に要する経費 緑の少年団の育成に要する経 費	各種事業の基準 による 市は補助残の1 /3以内	

別表 4

補助金交付基準（水産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
漁業後継者 対策事業	漁業協同組合又は漁業 者の団体	後継者育成対策	活動に要する経費 (文化交流・技術研修 等)	補助事業 国・県の基準に よる 単独事業 事業費の1/2 以内
	漁業後継者及び新規就 労者	漁業後継者及び 新規就労者にか かる技術取得支 援事業	技術習得期間に要する 研修費及び研修に必要 な経費	補助事業 国・県の基準に よる
漁村青少年 婦人等育成 事業	漁業協同組合又は漁業 者の団体	青年部，婦人部 等の活動	活動に要する経費 (視察・研修・展示 会・その他)	補助事業 国・県の基準に よる 単独事業 事業費の1/2 以内
漁業協同組 合強化対策 事業	漁業協同組合又は漁業 者の団体	漁業協同組合の 充実強化を推進 する事業	視察・研修・会議等に 要する経費	補助事業 国・県の基準に よる 単独事業 事業費の1/2 以内
増養殖漁業 振興対策事 業	漁業協同組合又は漁業 者の団体	沿岸漁業を振興 し，経営の安定 を図るために行 う新規養殖事 業・採苗事業及 び種苗放流事業	魚類の養殖施設，採苗 施設及び種苗育成施設 の整備並びに種苗の育 成及び放流に要する経 費，漁協及び漁業者の 団体が事業主体となる ものに限る	回遊性魚種の放 流事業 80%以内 その他の事業 2/3以内

生産基盤整備事業	漁業協同組合又は漁業者の団体	漁業の生産性を向上し、経営の安定を期するため漁場及び漁業施設の改良、造成を行う事業	漁場の浚渫改良又は清掃事業に要する経費、漁礁設置及び築磯事業等に要する経費 漁場施設（漁業協同組合が所有する施設）の改良及び補修等に要する経費	事業費の2/3以内
栽培漁業事業化促進事業	漁業協同組合又は漁業者の団体	栽培漁業の定着を図るために行う種苗の中間育成・放流事業	魚介類の種苗育成施設の整備、並びに種苗の中間育成、放流に要する経費、漁協及び漁業者の団体が事業主体となるものに限る	80%以内
沿岸漁業振興奨励事業	漁業協同組合又は漁業者の団体経営改善に取り組む意欲ある漁業者及び法人並びにグループ（県の基準及び市税の未納がないことを満たすもの）	国又は県が直接指導して行う沿岸漁業振興奨励事業で、市が補助を付加するもの	国又は県の基準による	地元負担の1/2以内
漁業金融対策事業	漁業協同組合	制度資金の利子補給	天災融資資金（天災による被害農林漁業等に対する資金の融資に関する暫定措置法によるもの）	県の基準による
漁業技術振興事業	漁業協同組合又は漁業者の団体	漁具、漁法、加工等水産技術の開発、研修	技術開発、研修に要する経費（視察・研修及び設備・機材等）	補助事業 国・県の基準 単独事業 事業費の1/3以内

別表 4

補助金交付基準（水産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
水産物消費 拡大推進事 業	漁業協同組 合又は水産 物流通業者 並びに水産 加工業者	水産物の消費拡 大のためのイベ ント，調料理講 習会の開催，地 域水産物の販売 促進等を行う事 業	イベント，講習会の開 催及び地域水産物の販 路拡大，認知度向上に 対する取組みに要する 経費 （イベント開催にかか る会場設営・広告宣伝 経費，その他運営経 費，販路拡大・認知度 向上に係る旅費，資 材・機器購入費等）	補助事業 国・県の基準による 単独事業，地元負担 の1／3以内
特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 （9条）事 業	漁業協同組 合又は漁業 者の団体	国が行う，特定 防衛施設周辺整 備交付事業で交 付金を補助金と して交付し，併 せて市が補助を 付加するもの。	近隣地区に所在する， 防衛施設の影響によっ て，生活環境に著しく 障害を与えると認めら れる場合において，施 設整備に配慮する必要 があるもの。	国庫分の補助額は， 当初申請時の補助額 で定額とし，上限は 3，000万円とす る。ただし，事業費 が補助額を下回った 場合，事業費を補助 額とする。 市の付加は，国庫補 助残の1／2以内と し，国庫補助を越え ない額とする。 ただし，当該事業の 対象事業費の上限額 を6，000万円と する。

離島漁業再生支援交付金（基本交付金）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(1)のオの（ア）で規定する漁業集落	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(1)のオの（イ）で規定する対象行為（漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組、漁場の再生に関する実践的な取組）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(1)のオの（ウ）で規定する対象経費（漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組、漁場の再生に関する実践的な取組）	国・県の基準による
離島漁業再生支援交付金（離島漁業新規就業者特別対策交付金）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(1)のオの（ア）で規定する漁業集落	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(1)のオの（ウ）で規定する対象行為（新規就業者が漁船等を漁業協同組合等から仮受ける行為）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の1の(2)のオの（ウ）で規定する対象経費（新規就業者が仮受ける漁船等のリース料など）	国・県の基準による

離島漁業再生支援交付金（特定有人国境離島漁村支援交付金）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)のウの(ア)で規定する被支援者	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)のエの(ア)で規定する対象行為（雇用を創出するための取組）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)のオの(ア)で規定する対象経費（人件費，広告宣伝費，備品購入費等）	国・県の基準による
		水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)のエの(イ)で規定する対象行為（雇用の創出を円滑に行うための環境整備に関する取組）	水産関係地方公共団体交付金等実施要領第2の2の(5)のオの(イ)で規定する対象経費（人件費，消耗費，資材費等）	国・県の基準による

別表4 補助金交付基準（水産関係）

事業の区分	補助金交付先	事業内容	補助対象	補助率又は額
水産多面的機能発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領第6で規定する地域協議会	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用第6の4で規定する対象行為（藻場を保全する取組，干潟等を保全する取組，種苗放流に関する取組等）	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用第9の(2)で規定する対象経費（日当，備船料，種苗購入費等）	国・県の基準による

3 監査の結果

(1) 栽培漁業事業化促進事業費補助金【意見】

この補助金は、交付規則に基づき、栽培漁業の定着を図るために行う種苗の中間育成・放流事業に関する補助金である。令和2年度はカサゴ、ヒラメ、アワビ、ナマコ、オニオコゼを放流する事業を行った。重要な漁獲対象魚の水揚げが低迷していることから、関係漁民の経営の安定を図る趣旨であると考えられる。水産業が重要な産業である佐世保市において、放流そのものは一定の合理性があると考えられる。もっとも、上記各魚種を放流する必要があるのか、申請書等に添付された資料では明らかではなかった。そこで、今後は事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。

(2) 増養殖漁業振興対策事業【意見】

この補助金は、交付規則に基づき、栽培漁業の定着を図るために行う種苗の中間育成・放流事業等に関する補助金である。令和2年度はナマコ、マダイ、アサリを放流するとともに、有害なサメの駆除、底質改善剤による漁場の改善、赤潮の対策のための機材の購入を行った。前述の通り水産業が重要な産業である佐世保市において、放流等は一定の合理性があると考えられる。もっとも、上記各魚種を放流する必要があるのか、申請書等に添付された資料では明らかではなかった。そこで、今後は事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。

(3) 佐世保市漁業者経営持続化給付金【意見】

新型コロナウイルス感染症の影響により、水産物全体の魚価の下落や養殖魚・高級魚を中心とした取引量の減少による漁業収入の減少が深刻

化しており、漁業者の経営維持につなげるために給付金による支援を行うものである。

本市においては、漁業は特に重要な産業であり、漁業者の経営維持を援助する必要性は認められる。そして、漁業者の収入の低下については、申請書の必要書類である収支決算書等により確認することができた。

もっとも、数値目標が設定されていないところ、漁業者の一定期間後の経営維持については確認できると考えられるため、数値目標を設定すべきである。

(4) 養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金【意見】

本補助金は、上記の通り、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を強く受けている養殖漁業者に対して、同感染症による新しい生産や販売方法の創出に向けた取り組み、国内外の販路回復や開拓のための取り組みに要する経費を補助するものである。新型コロナによる行動自粛や飲食店の休業などにより、養殖漁業者の経営にも大きな打撃が生じているものであり、本市においては養殖漁業が重要な産業の一つであることに鑑みれば、この補助金の目的には必要性・合理性があるといえる。佐世保市農林水産業費補助金交付要綱及び養殖漁業新展開創出補助金事業別表4には、対象経費として「新しい生産や販売方法の創出に向けた取り組み、国内外の販路回復や開拓のための取り組みに要する経費」と規定されていることから、この趣旨に合致した補助金等の支出であることが必要である。

もっとも、対象事業を見てみると、「密回避のための自動給餌器導入のため」の経費に支出しているものが複数あり、これは単に感染防止対策のための事業である。内部の事務処理のための書類等によれば、本補助金は、このような単なる感染防止対策のための事業についても、支出対

象とするもののものであった。そうであれば、要綱も、対象経費として「感染防止対策のための経費」を並列して規定すべきである。さらに、本補助金の対象となった事業が、上記目的（感染予防ないし新しい生産や～販路回復や開拓のための取組）に沿った事業であるか疑問を抱かざるを得ないものが複数見られた。

記

- ① 自動給餌機導入のための補助金申請において、自動給餌機を導入することにより給餌に要する人件費削減及び作業時間の短縮が可能となる、ということを経営の目的とするものに対しても本補助金が交付されていた。しかしながらそのような目的は、新しい生産や販売方法の創出に向けた取り組みを助長するという本補助金の目的から外れている。
- ② 次に、高圧洗浄機導入のための事業における目的が、「他業者との差別化と品質向上を図り、安全・安心な商品を消費者へ提供するため、高性能の高圧洗浄機を導入し、経営の継続と改善を図る」というものであった。しかしながら上記目的は、新型コロナウイルスによる影響との関連が明らかではないし、高性能の高圧洗浄機を導入するまでは安全・安心な商品を提供できていなかったのか、高圧洗浄機を導入したらなぜ経営の継続と改善が図られるのかといった点が不明確である。
- ③ 貝類養殖用具掃除機の導入に対する補助金において、その事業目的を「貝類用具掃除機を導入することにより出荷前の牡蠣、ヒオウギ貝磨きの作業時間を大いに短縮されるとともに、人件費削減が可能となり、大量発注にも対応でき水揚げ増が見込める」とするものがあつた。これも同様に、新型コロナウイルス感染症によりどのような影響を受けており、どのような新しい生産や販売方法の創出に向けた取り組みなのかが不明である。人件費削減といったことは本補助金の目的とは関連がないものである。

このように本補助金交付については、全体的に、要件該当性及び交付の必要性が不明確なものが多かった。

また、感染防止（感染拡大防止）対策のための設備や、事業の継続・回復のための事業は、国の事業である「経営継続補助金」の対象であり、当該補助金に採択された経費については本補助金の対象外となる。よって、重複して申請していないか、少なくとも事業主体が申請書を提出する際に明確に確認させる体裁であることが好ましいと考える。

よって、養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金について、補助金等の交付の判断においては、補助金の趣旨・目的を改めて確認するとともに、その趣旨・目的に合致しているか慎重に検討すべきである。

（５）生産基盤整備事業費補助金【意見】

基本的に問題は見られなかったが、実績報告書の添付書類として「成果品又は成果を示す写真」が必要であるところ、この添付漏れがあった。適宜徹底されたい。

（６）沿岸漁業振興奨励事業費補助金

本補助金は、漁業協同組合又は漁業者の団体を対象として、経営改善に取り組む漁業者等に対し、その収益性や効率化を向上させ収益増加のための取組に対する補助金である。監査の結果、特段の問題はなかった。

（７）離島漁業再生事業交付金（特定有人国境離島漁村支援交付金）

本補助金は、特定有人国境離島漁村における漁業への着業（新規就業）や、雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備に関する取組のための経費に対する補助金である。

特定有人国境離島漁村においては、漁業の担い手不足や漁業者の高齢

化が進む一方であり、当該地域の漁業が衰退し、当該地域の水産業・漁村が失われていく懸念がある。

今回の補助金の対象は宇久島と寺島からなる宇久町であるところ、両島は町の漁業者にとって重要な漁場であることから、新規就業者を確保し定着させ、さらに漁業の再生のための活動や環境整備を援助するため、離島漁業再生支援交付金を交付することは、必要性及び合理性があるといえる。今回の交付先は個人の新規就業に対するものと、漁業者に対するものの2件であった。いずれも佐世保市離島漁業再生支援交付金等実施要領第2条に規定する条件を満たしており、実績報告書も特に問題はなかった。

(8) 離島漁業再生支援交付金（基本交付金）【意見】

本交付金は、漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組、漁場の再生に関する実践的な取組に対して交付がなされるものである。

本市において漁業は最も重要な産業の一つであるが、漁業者の高齢化は進む一方であり、漁業従事者も減少の一途である。したがって、離島漁業再生は本市にとっても重要な課題であるから、漁場の生産力向上・再生に関する実践的な取組みなどの事業はこのように目的に叶うものである。よって本交付金の目的については必要かつ合理性があると言える。

しかしながら、実施状況報告書には問題点がいくつか見られた。

漁業集落によっては、収支計算書に「交付事務委託料」を経費として計上しているところが複数見られた。金額も「一式88万円」「一式150万円（1か月12万円×12か月）」というように高額であった。ついては、この交付事務委託料とはそもそも何なのか、金額が比較的多額

であるが、計上していない集落もあることから、当該委託が必要性的であるものか等は、検証されるべきである。

また、ある漁業集落では、「消耗品費一式15万円」が経費計上されていたところ、その内訳はすべて「コピー用紙」であった。これは疑問であると言わざるを得ない。この計上については詳細を問い合わせし、場合によっては是正されるべきである。

比較的高額な経費であるにもかかわらず詳細な内容が不明であるものについては調査を行うべきである。またとくに消耗品費といった雑多なものがまとめて計上されがちな項目については、コピー用紙代、封筒代、事務用品というようにできるだけ項目を細分化するよう指導することも検討されたい。

以上より、離島漁業再生支援交付金について、収支計算書に「一式」とまとめて表示させるのではなく、各項目の詳細まで記載させる、その裏付けとなる領収書等を添付させるなど、支出内容が具体的に判断できるようにすべきである。

第20 農林水産部農業畜産課

1 前論

農林水産部畜産課が担当した補助金等のうち6件を確認した。これらの補助金等は佐世保市農林水産業費補助金交付要綱や佐世保市中山間地域等直接支払交付金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 市は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）及び日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業を行うものに対し、予算の定めるところにより、中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県中山間地域等直接支払交付金等実施要綱（平成19年3月30日付け18農整第789号長崎県農林部農村整備課長通知。以下「県実施要綱」という。）、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）及びこの要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び交付額）

第2条 前条に規定する経費及びその交付額は、別表に定めるとおりとする。

（交付金交付申請書）

第3条 交付金の交付を受けようとするものは、交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

（収支報告）

第7条 集落協定代表者は、1月1日から12月31日までの間に受領した交付金の配分内容及び1月1日から12月31日までの間に共同取組活動に支出した内容について、交付金収支報告書（様式第3号）を作成し、当該報告書に共同取組活動分として支出したことを証する書面の写しを添付して翌年の

1月15日までに市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 交付金の交付を受けたものは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

3 監査の結果

(1) 農業所得安定対策推進事業費補助金

本補助金の目的は、農業者の所得安定を推進する中、国の施策である「経営所得安定対策」を活用することで低迷する農業所得の安定を図ることを目的とするものであり、目的の必要性は認められる。

他方、事業所得といった数値で検証できるところ、その数値目標が設定されていなかった。このことについて、農業所得安定対策推進事業費補助金について、数値目標を明確化するとともに、目的を達成できているか効果の検証を行えるように、申請時や報告時において、補助金等の使途や生じた効果の詳細を説明・報告させるべきと包括外部監査人にて考えたが、農林水産部農業畜産課によれば、本補助金は、国の経営所得安定対策の推進等のための経費であり、かかる事務経費の性質及び国の要綱等において目標設定等の要件がないことから、数値目標設定が性格上馴染まないとのことであった。それゆえ、本補助金支出については適切と考える。

(2) 環境保全型農業推進事業費補助金

本補助金は、地球温暖化防止・生物多様化保全等に効果の高い活動を行うため化学肥料や農薬使用の半減等に取り組む営農活動農家に対して支援を行うものである。化学肥料や農薬使用による環境への影響はできる限り減らしていくことが好ましいため、本目的には必要性が認められる。

補助金額の算定は、対象農地面積に単価を乗じて算定されるものであった。包括外部監査人としては、交付された補助金の使途が不明であり、上記の目的に沿った活動に充てられているか検証できない点は問題であるとも考えた。この点につき、農林水産部農業畜産課より、本交付金については、国の実施要綱に従っての活用方法に基づく運用がなされており、また、同時に、化学肥料や農薬使用の半減等取組も把握しているということであった。その実施報告書に加え、通帳や領収書等の確認も行っているということである。したがって、本補助金については、適切であると考えられる。

(3) 農業生産基盤整備事業費補助金（佐世保市肉用牛導入事業）

本補助金は、優れた繁殖能力と高い産肉能力を持つ優良雌牛の導入に取り組み、繁殖雌牛群の整備を図るためのものである。

本市は「長崎和牛」を地域内一貫生産できる数少ない地域であるから、今後産地としての銘柄確立を図るためには、地域に残る優良遺伝子の保持と同時に市場ニーズを考慮した肉用牛生産を行うことが必要であるところ、そのための雌牛の確保は必要不可欠である。よって本事業の必要性自体は認められるといえる。

補助金額の算定は、対象事業者それぞれの保有牛数に、5万円を乗じるものである。包括外部監査人としては、交付された補助金の使途が不

明であり、上記の目的に沿った活動に充てられているか検証できない点は問題であるとも考えた。この点につき、農林水産部農業畜産課より、事業目的が自家保留牛の育成という点で制限されており、また、事業効果については、10年前の出荷子牛の価格等と比較して、出荷体重が約15kgの増加、販売単価が約32万6000円増加の成果があることの報告を受けた。この回答を斟酌すれば、本補助金につき、具体的な成果の検証も認められ、適切であると考えらる。

(4) 中山間地域等直接支払交付金【意見】

本補助金は、佐世保市中山間地域等直接支払交付金交付要綱に基づき、農業生産活動の維持を図りながら、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の持つ多面的機能の増進を図ることを目的とし、協定に基づき集落一体となって活動を行うための経費を補助するものである。

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養、洪水防止、国土保全等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命と財産が守られている。しかしながら、中山間地域等では高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加により多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。このような事態を避けるため、農業生産活動の維持を通じ、多面的機能の維持・増進を図ることを目的としている。

以上の目的については、その必要性・合理性は認められる。

交付金の算定については、対象地の面積に単価を乗じるものである。実績報告書の記載については、「事業の実績」について、「農業生産活動の維持を図りながら、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の持

つ多面的機能（水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止等）の増進を図ることができた。また、協定に基づき集落一体となった活動を実施した。」というもので、交付金を受けた者すべて同じ文言であった。

そして上記の抽象的な記述からは、具体的にどのような活動をしたのか不明である。実効的な活動がなされているのか不明であり上記交付金の目的に沿ったものなのか疑問が生じる。したがって、実績報告書の提出にあたっては、具体的な活動内容や効果について明らかにするよう求めるべきである。

以上より、本交付金について、「事業の実績」を具体的に記載させるとともに、その裏付けとなる資料を添付するように指導すべきである。なお、この点につき、農林水産部農業畜産課より、市が求めるべき根拠資料や情報が不足しているという事情はあるものの、他方で、実施要領に即した確認作業や収支報告を受ける等、改善に努め続けているということであった。

（５）多面的機能支払交付金【意見】

本補助金の目的は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する、というものである。

まず、上記目的の定めが抽象的であり、具体的にどのようなものを目的とするのか不明確である。目的がこのようにあいまい不明確であると、要件該当性を判断する際にも該当しうる範囲が不当に広がりかねず不適切である。よって、「農業・農村の有する多面的機能」とは何か、「地域資源の適切な保全管理」とは何か、といった点が分かりやすくなるよう例示列举を加えるなどすることが好ましいと考えられる。

なお、市の処理意見の記載には、「当該事業は、本市の農業従事者の高

齢化や農村の過疎化により多面的機能の低下が懸念されている集落において、担い手の育成、鳥獣被害対策、作業の共同化等を推進し、農業生産活動、農道・水路・ため池等の保全管理に寄与しており、本市農業・農村の維持・発展のためにも必要かつ不可欠な事業と判断する。」とのことであった。この点に関する前提事実は真実であると考えられ、また活動内容についても必要なものであると考えられるから、本件の補助金交付について、必要性合理性は認められるものと考えられる。

実績報告書において、その活動内容が、日時・参加人数、どのような活動をしたのかといったことが細かく記載されていた。収支表も適切に記載がなされており、領収書綴りも提出されており、おおむね適切な実績報告がなされている。

もっとも、事業主体によっては、支出のうち「その他の支出」の項目が全体の支出の2～3割を占めているものが散見される。「その他」の割合としては多いというべきである。その明細表を見れば内容と金額は正しく記載されているものの、全ての事業主体について明細書を参照しなければ適切かどうか判断できないのは改善の余地がある。

支出の部の項目としては、「日当」「購入リース費」「外注費」「その他」しか設定されていないところ、明細書を見ると、「その他」には、消耗品のほか、技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費（会議・研修会日当、交通費、車借り上げなど）、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、さらに啓発普及費といったものが含まれていた。勘定科目を細分化し、それぞれの支出割合について収支表によって把握できるよう改善するべきと思われる。

なお、勘定科目の細分化につき、農林水産部農業畜産課より、国の要領に従った金銭出納簿の提出が行われており、用途につき各項目

での仕分けが行われているとのことであった。また、いくつかの事業主体では、「その他の支出」の割合が高くなる場合があるものの、事業主体の支出については、提出書類を精査し、関係法令に基づいた適切な支出であるかの把握を行っているとのことである。今後、「その他の支出」の分析に留意していただきたい。

(6) 農業生産基盤整備事業費補助金（畜産・酪農）

本補助金の目的は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や飲食店の休業、インバウンドの減少により、肉用牛肥育農家は枝肉価格の下落、肉用牛繁殖農家は、枝肉価格の下落や、移動制限による購買者来場数の減少等に影響による子牛価格の低迷等の影響を受けていることから、経営的損害に迅速に対応し、肉用牛の畜産に対して助成金を交付しその経営維持を支援することを目的とする。

具体的には、子牛価格の低下により市場出荷予定であった雌子牛の自家保留を促進し、地域に残る優良遺伝子の保持、あるいは市場ニーズの高い肉牛の生産を行うための繁殖雌牛群整備の促進を図る、というものである。

子牛価格の低下という状況が続くと、肉用子牛生産者の生産意欲の低下（規模拡大の断念や廃業する生産者の増加）から肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況にある。肉用牛繁殖経営においては、いったん生産者数及び生産規模（飼養頭数）が減少すると、供給量を回復するのに非常に時間を要する分野であるから、上記の方策により肉用牛生産基盤の強化を図ることについて、一定の必要性及び合理性は認められる。

もっとも、その交付基準は、ながさき西海農業協同組合の自家保留

牛一頭あたりに5万円を乗じたものとされており、申請書に添付する書類も、保留牛に関する情報のみとなっている。そして、実績報告書の記載も、「(略)繁殖雌牛群整備の推進を図った。」とあるのみで、具体的にどのようなことが行われたのか定かではない。

また、経営を支援するというのであれば、前提として、新型コロナウイルスの影響により所得が低下したことが必要ではないかと考える。

かかる事情から、本補助金については、どのような使途に充てられ、どのような成果が出ているのかを明白にするべきであると考えたが、農林水産部農業畜産課より前(2)と同様の報告を受けた。本補助金につき、具体的な成果の検証も認められ、適切と考える。

第2章 保健福祉部医療政策課

1 前論

保健福祉部医療政策課が担当する補助金等のうち、8件を確認した。それらの補助金等は、佐世保県北医療圏における地方独立行政法人北松中央病院が実施する病院群輪番制病院運営事業に係る負担金に関する協定書、佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金交付要綱等に基づくものであった。なお、長崎県の要綱については内容を確認していない。

2 佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、補助事業を行う市が適当と認める者に対し、佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱において必要事項を定めるもののほか、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)の定めによるものとする。

(事業内容)

第2条 新型コロナウイルス感染症が発生する中で、市内医療機関においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められることから、医療機関において感染症病床の確保を図りながら、地域で求められる医療等を提供することができるよう支援を行う。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号又は様式第2号-2)に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) (様式第2号-3) 事業計画書
- (2) (様式第2号-4) 経費所要額調
- (3) (様式第2号-5) 収支予算書
- (4) (様式第2号-6) 入札(見積)結果調書
- (5) その他市長が必要と認める書類(見積書、契約書等)

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(実績報告書)

第16条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日（同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度4月10日）までとし、補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) (様式第5-2) 経費所要額精算書
- (2) (様式第5-3) 事業実績報告書
- (3) (様式第5-4) 収支決算書
- (4) 成果を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類（請求書、納品書等）

3 監査結果

(1) 病院群輪番制病院運営事業負担金

「佐世保県北医療圏における地方独立行政法人北松中央病院が実施する病院群輪番制病院運営事業に係る負担金に関する協定書」に基づき、病院群輪番制病院運営事業の負担金を佐世保県北医療圏の構成

市町で負担するものである。負担割合は県北地域の各市町（佐世保市のうち、吉井地域、世知原地域、小佐々地域、江迎地域及び鹿町地域、並びに、平戸市、松浦市及び佐々町）の人口比によって決定される。

地域医療を維持するという点で必要性が認められるほか、報告書その他の添付資料にも不備は無く、適正な支出であると考えられる。

（２）病院群輪番制病院（施設・設備）整備事業補助金

長崎県救急医療対策事業補助金実施要綱等に基づき、病院群輪番制病院の施設・設備整備を対象とした補助金である。令和２年度は佐世保市内の３病院が対象であった。

本補助事業は、救急患者等への適切な医療対応を行うために必要不可欠であり、かつ、病院の財政的負担も大きいため支援が必要である。そして、いずれの報告書その他の添付資料にも不備は無く、適正な支出であると考えられる。

（３）地方独立行政法人北松中央病院運営費負担金

北松中央病院は佐世保市が設立した地方独立行政法人である。地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人である。

地域医療の中核として当該病院は必要不可欠であり、また提出書類

等にも問題がないことから、支出として適正であると考えられる。

(4) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター運営費負担金

地方独立行政法人の意義については前述の通りである。地域医療の中核として当該病院は必要不可欠であり、また提出書類等にも問題がないことから、支出として適正であると考えられる。

(5) 新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金

本件は新型コロナウイルス感染症の発生に伴い導入が必要となった医療機器等の整備を対象とした補助金である。令和2年度は佐世保市内の4病院が対象であった。

新型コロナウイルス感染症への対応は佐世保市民の健康を維持するためには必要不可欠であるうえ、いずれの申請及び実施報告も適切に行われており、支出も適切であった。

第22 保健福祉部長寿社会課

1 前論

保健福祉部長寿社会課が担当する補助金等のうち、2件確認した。佐世保市公的介護施設等整備費補助金交付要綱及び佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金実施要綱に基づくものであった。

2 要項

(1) 佐世保市公的介護施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）、長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金実施要綱（平成21年10月2日付長崎県告示第848号。以下「長崎県実施要綱」という。）及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の整備に関する事業）実施要領（平成27年7月10日付長社7214号。以下「長崎県実施要領」という。）に基づいて交付する佐世保市公的介護施設等整備費補助金（以下「補助金」という）について、国・県の関係法令や通知、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるものの他に必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「事業者」という）は、法人格を有し、その主たる事務所を佐世保市内に設ける団体とする。

(対象となる事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、実施要綱、長崎県実施要綱及び長崎県実施要領に定める施設等を整備する事業とする。

(申請書類及び申請期限)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に規定する補助

金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書（様式 1）
- (2) 申請額内訳（様式 2）
- (3) その他市長が必要と認める書類等

2 申請書申請書類の提出期限は、別に定める。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、その申請時に補助金の消費税等に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において整備費補助金の消費税等に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（実績報告）

第 10 条 事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 11 条第 1 項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書（様式 5）
- (2) 精算額内訳（様式 6）
- (3) その他市長が必要と認める書類等

2 事業者は、補助事業に係る支払い終了後、支払いを証するものを市長に提出するものとする。

3 第 6 条第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第 1 項の実績

報告書を提出する際に、消費税等に係る仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第6条第3項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（第6条第3項本文又は前項の規定により仕入控除税額を減額して申請又は報告した場合であって、確定した仕入控除税額がその申請又は報告に係る仕入控除税額を上回る場合を含む。）には、その金額（第6条第3項本文又は前項の規定により減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額がすでに減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式7）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

（2）佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽費老人ホームの運営の充実を図るため、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定による市長の許可を受けて軽費老人ホームを設置する法人（以下「許可法人」という。）を含む。）が設置する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの運営に要する費用に対して、予算の定めるところにより、佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第3条の規定による補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(様式第1号)
- (2) 補助金所要額内訳書(様式第2号)
- (3) 歳入歳出予算書(又は見込書)
- (4) 軽費老人ホームにおける利用料(事務費相当額を明らかにすること。)の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

2 申請書の提出期限は、毎年度4月末日(新規施設については、施設開設日から30日以内)までとする。

(実績報告)

第5条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、交付決定があった日の属する年度の3月末日(事業を中止し、又は廃止した場合には、その日から30日以内)までとする。

2 規則第11条第1項前段の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金積算書(様式第4号)
- (2) 補助金積算内訳書(様式第2号)
- (3) 歳入歳出決算書(又は見込書)
- (4) 第3条第4号に掲げる書類

3 監査結果

(1) 佐世保市公的介護施設等整備費補助金

本補助金は佐世保における介護施設の設備や備品の購入費用の補助を目的として交付されている。

高齢化が進んでいる現状において、介護施設のニーズはますます高まっており、その運営や設備投資には公的な援助が必要である。また、関係資料からしても、特段の不備は無かったことから、支出としては適正であると考えられる。

(2) 佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金

軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く）のことである。本補助金は佐世保における事務費の補助を目的として交付されている。

高齢化が進んでいる現状において、特に低所得者層を支援するためにも軽費老人ホームは必要不可欠であり、その運営には公的な援助が必要である。また、関係資料からしても、特段の不備は無かったことから、支出としては適正であると考えられる。

第23 保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室

1 前論

保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室が担当する補助金等は1件あり、いずれも佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金交付要綱

要綱の概要は「第2-1 保健福祉部医療政策課」で述べたとおりである。

3 監査結果

本件は新型コロナウイルスの影響で必要な医療機器等を購入するための補助金等である。新型コロナウイルスへの対応は佐世保市民の健康を維持するためには必要不可欠であるうえ、申請及び実施報告は適切に行われており、支出も適切であった。

第2-4 保健福祉部保健福祉政策課

1 前論

保健福祉部保健福祉政策課が担当する補助金等のうち、2件確認した。佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動補助金交付要綱及び佐世保市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づくものであった。

2 要綱の概要

(1) 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の地域福祉の担い手として活動する佐世保市民生委員

児童委員協議会連合会が行う事業に対し、その費用の一部を補助することにより市の地域福祉活動の向上を図るため実施する、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会（以下「連合会」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連合会を組織する地区民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員が、地域福祉の推進を目的として行う自主的活動事業とする。

（補助金の交付申請の時期）

第6条 補助対象事業者は、毎年4月30日までに規則第3条に規定する補助金等交付申請に同条に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項に規定する実績報告については、補助対象事業が完了した日から起算して1カ月を経過する日、又は補助金の交付決定をした日

の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(2) 佐世保市社会福祉協議会補助交付要綱

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年条例第27号。以下「条例」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年規則第23号。以下「施行規則」という。）及び佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、佐世保市が地域福祉を推進するために、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う社会福祉事業に対して補助金を交付するにあたって、効果的にその推進が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

（補助の性質）

第2条 市社協は、佐世保市域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する団体であり、かつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第6条の規定に基づいて、地方公共団体が福祉サービスの提供体制確保等に対して必要な措置を講じる際、同条の規定に基づく協力すべき者の総体としての存在であることを踏まえ、市社協が法第109条の規定に基づいて行う事業に対して必要となる費用について、市が法第6条に規定する責任に基づいて講じる必要な措置として補助を行うものである。

（補助対象）

第3条 補助金は、市社協が行う社会福祉事業のうち、法第109条及び別に定める事業実施要領の規定に基づいて行われる事業（以下「対象事業」という。）

に要する費用のうち、別表 1 に定める経費であって、市社協がその費用に係る財源に不足を生じる部分について、予算の定めるところにより、その全部又は一部について交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、条例第 3 条に定める補助金等交付申請書（施行規則様式第 1 号）に加え、同条第 1 号から第 3 号に規定する書類として要綱様式第 1-1（事業費総括表）から要綱様式第 3（予算案）までの書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(補助事業完了時の提出書類等)

第 8 条 市社協は、補助事業を完了したときは、交付規則第 11 条に定める補助事業等実績報告書（様式第 2 号）に加え、要綱様式第 4-1 号（事業費総括表）から要綱様式第 6 号（決算案）までの書類を添付して市長に報告しなければならない。

3 監査結果

(1) 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金

民生委員児童委員は要援護者に対する指導・助言、福祉に関する相談受付等を行っている。佐世保市民生委員児童委員協議会連合会は民生委員児童委員の連絡調整、研修会行事の実施などを行っている。本補助金は佐世保市における福祉行政の推進と地域福祉の向上を目的として、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会の活動を補助するものである。

佐世保市保健福祉政策課によると、民生委員及び児童委員は、厚生

労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアであり、その費用について、国からの交付税措置額以外は、市で負担し補助金を支出しているとのことである。そして、民生委員の活動状況は、福祉行政報告の際、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会より活動報告を受けているということであった。それゆえ、本補助金について、その活動内容の把握を適宜行っており、支出として適切と解する。

(2) 佐世保市社会福祉協議会活動支援事業補助金

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき設立され、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体である。佐世保市内にも佐世保市社会福祉協議会が存在する。本補助金は、佐世保市社会福祉協議会が行う地域福祉活動、及びそれに従事する職員の充実・強化を図ることで、より効果的な地域福祉の増進をはかることを目的としている。社会福祉協議会は、高齢者、障がい者、災害対策など多岐にわたって活動しており、その公益性は明らかであり、市民のニーズが認められる。提出されている資料等に不備はなく、支出としても適正であると考えられる。

第25 保健福祉部健康づくり課

1 前論

保健福祉部健康づくり課が担当する補助金等のうち2件を確認した。これらの補助金等は、交付規則のほか、佐世保市老人クラブ活動等補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市老人クラブ活動等補助金交付要綱の概要

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人クラブの地域における活動を育成し、高齢者福祉の増進を図るため実施する、佐世保市老人クラブ活動等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において「老人クラブ」とは、地域における高齢者の生活を健全で豊かなものにすることを目的として自主的に結成される団体であって、「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日付老発第390号厚生労働省老健局長通知）に基づき老人クラブ活動等事業実施要綱で定めるものをいう。

2 この要綱において「老人クラブ連合会」とは、老人クラブによって組織された団体をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、老人クラブ及び老人クラブ連合会とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高齢者の健康づくり、生きがいくくり等を推進するため老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う各種活動等とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の着手前に、規則第3条の規定により補助金の交付申請をしなければならない。

2 別表中の老人クラブ事業補助金については、当該補助金の補助事業者である老人クラブの委任を受けた老人クラブ連合会が、老人クラブに代わって申請することができる。

3 監査結果

(1) 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金

佐世保市老人クラブ連合会は、佐世保市内に存在する老人クラブをまとめ、老人の生活支援や地域貢献を行っている団体であり、同連合会への助成のため補助金を支出している。その内容は、老人クラブ事業補助金、老人クラブ連合会補助金、健康づくり事業補助金である。高齢者福祉の向上は重要な政策課題であり、公益上必要であること、申請書等に添付された資料に不備がなかったことなどから、本補助金は適正であると考えられる。

(2) 老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」運

営補助金【意見】

社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会は、高齢者の生きがい作りの場を提供する、各種相談や講話を行うことで、福祉の充実、健康の増進を促すことを目的として、老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」を運営している。本補助金は、これら老人福祉センターの運営を補助する目的で支出されている。

確かに高齢者福祉の充実や高齢者の健康増進は重要である。しかしながら、この政策目的を実現するために老人福祉センターを維持する必要があるのかは再検討を要すると考えられる。老人福祉センターに設置される生活就労相談室や健康相談室は各地の公民館などで代替可能であり、また公民館であれば高齢者が移動しやすいという点もあると考えられる。そのため、老人福祉センターやその運営補助金の要否について、改めて検討すべきであると考ええる。

第 2 6 防災危機管理局

1 前論

防災危機管理局が担当する補助金等のうち 1 件を確認した。これらの補助金等は、佐世保市地区防災計画策定推進事業補助金交付要綱に基づくものであった。

2 佐世保市地区防災計画策定推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化を図るために、市内の地区自治協議会において取り組む地区防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。以下同じ。)策定に要する経費に対し、予算の範囲内において、佐世保市地区防災計画策定推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例(平成29年条例第43号)第2条第6号に規定する地区自治協議会とする。

2 令和元年度の補助対象者は2団体を上限とし、令和2年度から令和5年度までは、各年度7団体を上限とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2により算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、同条第1号及び第2号に規定する書類並びに地区防災計画策定計画書(様式第1号)を添えて、市長に提出するものとする。

(実績報告書の提出期限及び添付書類)

第 7 条 補助事業者は、規則第 1 1 条に規定する補助事業等実績報告書に、佐世保市地区防災計画策定推進事業実績報告書(様式第 3 号)、経費の内訳がわかる書類(明細書等)、経費の支出が確認できる書類(領収書等)及び当該補助事業者が策定した地区防災計画を添えて、市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類を、補助金の交付決定の日が属する年度の末日までに提出するものとする。

別表 1 (第 3 条関係)

避難行動支援者等の 実地調査活動費	地区内に居住する避難行動要支援者を調査し、その者の避難を支援する者を選定するために必要な活動のための燃料代及び調査活動手当
地区防災計画書等の 印刷製本費	策定した地区防災計画書、地区内の危険箇所マップ、避難行動要支援者等の名簿等の印刷製本費
会議費	会議の会場費、資料の印刷費、筆記具等消耗品の購入費並びに会議出席者の弁当及び飲み物にかかる費用等、計画策定のための会議の開催に係る費用で、適当と認められるもの
災害備蓄品購入費	地区自治協議会が必要とする災害備蓄品の購入費

別表 2 (第 4 条関係)

補助額は次に定める基本額と世帯加算額の合計額とする。	
基本額	50万円
世帯加算額	<p>地区自治協議会の区域内に居住する世帯の数に200円を乗じた額</p> <p>備考</p> <p>1 地区自治協議会の区域内に居住する世帯の数は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日時点での数とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

地区防災計画策定計画書

計画名

地域の特徴	
策定内容（予定）	
策定スケジュール （予定）	
費用の内訳 （予定）	

3 監査の結果

本補助金は地域の災害に対する備えを行うことにより地域の防災力の向上を図ることを目的として、佐世保市内の各地区自治協議会が行う防災マップの作成、備品の備蓄などの費用の補助を行うものである。予測不可能な自然災害が多発していることから、知育の防災力を高めるのは必要不可欠であるうえ、申請及び実施報告は適切に行われており、支出も適切であった。

No.	所属	区分	補助金等名称	支出金額(円)	特記事項
1	企画部宇久行政センター産業建設課	補助金(助成金)	佐世保市雇用機会拡充事業補助金	4,500,000	
2	企画部宇久行政センター産業建設課	補助金(助成金)	佐世保市雇用機会拡充事業補助金	12,000,000	
3	企画部宇久行政センター産業建設課	補助金(助成金)	佐世保市雇用機会拡充事業補助金	7,147,000	
4	企画部宇久行政センター産業建設課	補助金(助成金)	佐世保市雇用機会拡充事業補助金	11,503,000	
5	企画部宇久行政センター産業建設課	補助金(助成金)	佐世保市雇用機会拡充事業補助金	8,987,000	
6	環境部 環境政策課	補助金(助成金)	離島し尿海上輸送費補助金	11,513,194	
7	観光商工部ふるさと物産振興課	補助金(助成金)	陶磁器産地カパワーアップ緊急支援事業費補助金	3,000,000	
8	観光商工部観光課	負担金	新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会負担金	3,263,346	
9	観光商工部観光課	補助金(助成金)	(公財)佐世保観光コンベンション協会事業補助金	31,268,114	
10	観光商工部観光課	補助金(助成金)	(公財)佐世保観光コンベンション協会クルーズ客船受入業務補助金	10,199,838	
11	観光商工部観光課	補助金(助成金)	宇久町観光協会事業補助金	12,765,000	
12	観光商工部観光課	補助金(助成金)	九十九島誘客事業補助金	9,974,010	
13	観光商工部観光課	補助金(助成金)	(公財)佐世保観光コンベンション協会事業補助金(国際観光誘致事業/訪日外国人誘致事業)	6,972,197	
14	観光商工部観光課	補助金(助成金)	南九十九島海域利用円滑化協議会補助金	3,160,000	
15	観光商工部観光課	補助金(助成金)	宇久町観光協会国境離島補助金	3,840,496	
16	観光商工部観光課	補助金(助成金)	佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金	1,072,400	
17	観光商工部観光課	補助金(助成金)	公益財団法人佐世保観光コンベンション協会周遊パス・チケット電子化事業補助金	5,862,629	
18	企画部政策経営課	補助金(助成金)	俵ヶ浦半島観光コンテンツ検討事業補助金	3,803,000	
19	企画部 地域交通課	補助金(助成金)	松浦鉄道施設整備事業費補助金	53,737,000	
20	企画部 地域交通課	交付金	佐世保市基幹公共交通持続化支援給付金	106,700,000	
21	企画部 地域政策課	負担金	国境離島航路運賃軽減事業負担金	5,432,225	
22	企画部 地域政策課	補助金(助成金)	佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金	6,224,000	
23	企画部 文化振興課	負担金	島瀬美術センター特別展負担金	18,300,000	
24	企画部 文化振興課	補助金(助成金)	アルカスSASEBO事業運営費補助金	17,980,327	
25	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	3,907,289	
26	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	3,941,363	
27	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	2,761,503	
28	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	2,400,000	
29	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	1,599,121	
30	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費	1,567,669	
31	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成29年度政務活動費		
32	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	3,826,299	
33	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	3,983,033	
34	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	2,945,072	
35	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	2,400,000	
36	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	1,748,927	
37	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費	1,294,831	
38	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成30年度政務活動費		
39	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成31年度4月分政務活動費		
40	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成31年度4月分政務活動費		
41	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成31年度4月分政務活動費		
42	議会議務局 議会運営課	政務活動費	平成31年度4月分政務活動費	9,352,849	
43	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和元年度政務活動費	4,050,000	
44	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和元年度政務活動費	1,475,751	
45	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和元年度政務活動費		
46	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和2年度政務活動費	6,612,476	
47	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和2年度政務活動費	3,489,240	
48	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和2年度政務活動費	1,360,874	
49	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和2年度政務活動費		
50	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和2年度政務活動費		
51	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費	10,900,000	
52	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費	4,200,000	
53	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費	2,400,000	
54	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費		
55	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費		
56	議会議務局 議会運営課	政務活動費	令和3年度政務活動費		
57	教育委員会学校保健課	補助金(助成金)	公益財団法人佐世保市学校給食会運営補助金	22,684,359	
58	教育委員会 社会教育課	交付金	徳育推進交付金	5,841,294	
59	教育委員会 文化財課	補助金(助成金)	佐世保市文化財保存整備事業補助金(黒島天主堂)	32,691,000	
60	教育委員会 文化財課	補助金(助成金)	佐世保市文化財保存整備事業補助金(黒島天主堂)	22,060,000	
61	教育委員会 スポーツ振興課	負担金	海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金	4,827,000	
62	教育委員会 スポーツ振興課	補助金(助成金)	(公財)佐世保市体育協会運営補助金	26,848,621	

政務活動費については、令和元年度及び令和2年度につき、第3部で別途検討している。

63	子ども未来部 保育幼稚園課 (旧:子ども支援課)	補助金(助成金)	障がい児保育事業補助金	31,668,080
64	市民生活部 コミュニティ・協働推進課	補助金(助成金)	佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金	51,634,385
65	市民生活部 コミュニティ・協働推進課	補助金(助成金)	佐世保市コミュニティ助成事業補助金	5,000,000
66	市民生活部 市民安全安心課	補助金(助成金)	佐世保市防犯協会活動事業補助金	4,256,026
67	商工労働課	補助金(助成金)	佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金	6,000,000
68	商工労働課	補助金(助成金)	佐世保市高齢者就業機会確保事業費等補助金	14,000,000
69	商工労働課	補助金(助成金)	佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業補助金	8,271,000
70	商工労働課	補助金(助成金)	佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金	3,342,000
71	商工労働課	補助金(助成金)	佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業	3,829,000
72	商工労働課	補助金(助成金)	させば振興券発行事業補助金	641,524,034
73	商工労働課	補助金(助成金)	中小企業勤労者福祉サービスセンター支援事業補助金	12,300,000
74	商工労働課	補助金(助成金)	魅力ある商店街創出支援事業補助金	9,078,000
75	消防局 警防課	負担金	救急救命士 養成研修負担金	5,115,000
76	消防局 消防訓練所	負担金	消防職員第78期初任科入校負担金	4,587,840
77	消防局総務課	交付金	佐世保市消防団運営交付金	19,579,383
78	総務部 職員課	負担金	職員互助会運営負担金	11,756,064
79	土木部 道路維持課	交付金	里道及び公衆用道路事業交付金	3,512,000
80	土木部 道路維持課	交付金	里道及び公衆用道路事業交付金	4,510,000
81	土木部 道路維持課	交付金	里道及び公衆用道路事業交付金	4,487,000
82	農業委員会事務局	補助金(助成金)	認定農業者農地集積助成金	3,239,120
83	農林水産部 水産課	交付金	離島漁業再生支援交付金(基本交付金)	41,298,000
84	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	栽培漁業事業化促進事業費補助金	10,252,000
85	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	増養殖漁業振興対策事業	4,287,000
86	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	佐世保市漁業者経営持続化給付金	23,400,000
87	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金	12,514,000
88	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	生産基盤整備事業費補助金	13,382,000
89	農林水産部 水産課	補助金(助成金)	沿岸漁業振興奨励事業費補助金	11,244,000
90	農林水産部 水産課	交付金	離島漁業再生支援交付金(特定有人国境離島漁村支援交付金)	5,830,000
91	農林水産部 水産課	交付金	離島漁業再生支援交付金(基本交付金)	41,298,000
92	農林水産部 農業畜産課	負担金	佐世保地区家畜診療所負担金	11,610,000
93	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業生産基盤整備事業費補助金(新構造改善加速化支援事業)	3,926,000
94	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業生産基盤整備事業費補助金(産地パワーアップ事業) (R3~産地生産基盤パワーアップ事業)	31,497,000
95	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業担い手育成事業費補助金(農業次世代人材投資事業)補助金	14,300,568
96	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業担い手育成事業費補助金(佐世保市新規就農者支援事業)	3,000,000
97	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業所得安定対策推進事業費補助金	7,549,000
98	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	環境保全型農業推進事業費補助金(環境保全型農業直接支払事業)	5,336,520
99	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業生産基盤整備事業費補助金(佐世保市肉用牛導入事業)	3,750,000
100	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	家畜保健衛生対策事業費補助金(肉用牛保健衛生対策事業)	3,260,000
101	農林水産部 農業畜産課	交付金	中山間地域等直接支払交付金	216,243,165
102	農林水産部 農業畜産課	交付金	多面的機能支払交付金	85,832,107
103	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業(農業者経営持続給付金)	7,200,000
104	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業生産基盤整備事業費補助金(させば生まれ“させば育ち”長崎和牛パワーアップ事業)	6,000,000
105	農林水産部 農業畜産課	補助金(助成金)	農業生産基盤整備事業費補助金(畜産・酪農生産基盤整備強化支援事業【肉用牛】) ※コロナ対策	3,750,000
106	保健福祉部 医療政策課	負担金	病院群輪番制病院運営事業負担金(北松中央病院)	5,518,000
107	保健福祉部 医療政策課	補助金(助成金)	病院群輪番制病院(施設)整備事業補助金	3,312,000
108	保健福祉部 医療政策課	補助金(助成金)	病院群輪番制病院(設備)整備事業補助金	21,999,000
109	保健福祉部 医療政策課	補助金(助成金)	病院群輪番制病院(設備)整備事業補助金	21,558,000
110	保健福祉部 医療政策課	負担金	地方独立行政法人北松中央病院運営費負担金	139,803,011
111	保健福祉部 医療政策課	負担金	地方独立行政法人佐世保市総合医療センター運営費負担金	756,511,998
112	保健福祉部 医療政策課	補助金(助成金)	新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金	3,884,000
113	保健福祉部 医療政策課	補助金(助成金)	新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金	5,412,000
114	保健福祉部 長寿社会課	補助金(助成金)	佐世保市公的介護施設等整備費補助金	106,407,000
115	保健福祉部 長寿社会課	補助金(助成金)	佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金	138,240,085
116	新型コロナウイルス感染症特別対策室	負担金	新型コロナウイルス感染症医療費公費負担分	21,103,136
117	保健福祉部 保健福祉政策課	補助金(助成金)	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金	84,361,527
118	保健福祉部 保健福祉政策課	補助金(助成金)	佐世保市社会福祉協議会活動支援事業補助金	113,788,000
119	保健福祉部 健康づくり課	補助金(助成金)	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金	13,859,614
120	保健福祉部 健康づくり課	補助金(助成金)	老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」運営補助金	40,442,959
121	防災危機管理局	補助金(助成金)	地域避難所自主運営用品購入補助	3,691,924

